

# 第四次戸田市男女共同参画計画（案）

## とだ あんさんびるプラン

平成21年3月

戸 田 市



## ■ ■ ■ 目 次 ■ ■ ■

第1章 計画策定の背景.....	1
1. 世界の動き.....	1
2. 国の動き.....	1
3. 埼玉県の動き.....	2
4. 戸田市の動き.....	2
第2章 男女共同参画に関する戸田市の課題.....	4
1. 人口と世帯の状況.....	4
2. 結婚・出産の状況.....	7
3. 就労の状況.....	8
4. 第三次計画策定以降の取り組みと今後の課題.....	10
第3章 計画全体について.....	13
1. 計画の考え方と基本理念.....	13
2. 計画の期間.....	13
3. 計画の性格.....	14
4. 計画の位置付けと男女平等施策の展開.....	14
5. 優先的に取り組むべき重点課題.....	15
6. 計画の体系.....	17
第4章 計画の内容.....	18
目標Ⅰ 男女共同参画の意識づくり.....	18
1 男女共同参画意識の啓発.....	18
2 男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実.....	21
3 男女共同参画センターの機能充実.....	24
目標Ⅱ 人権の尊重と男女平等の推進.....	27
4 配偶者等からの暴力に対する施策の充実.....	27
5 人権尊重に基づく性の理解と尊重.....	30
6 相談体制の充実.....	33

目標Ⅲ 豊かな暮らしを育む環境づくり.....	35
7 子育て支援の拡充.....	35
8 高齢者・障害者の自立支援と介護の社会的支援の充実.....	38
9 生涯を通じた健康づくり.....	42
目標Ⅳ 男女ともに働きやすい職場づくり.....	45
10 働く場における男女平等の推進.....	45
11 就業環境の整備.....	48
12 職業能力の開発と就業機会の拡大.....	51
目標Ⅴ あらゆる分野における男女共同参画の促進.....	54
13 政策・方針決定過程への女性の参画促進.....	54
14 家庭生活における男女共同参画.....	56
15 地域活動における男女共同参画.....	58
目標Ⅵ 推進体制の整備.....	61
16 庁内の男女平等の推進.....	61
17 庁内の推進体制の確立.....	63
18 市民参画による計画推進.....	65
19 国・県等との連携.....	67

# 第 1 章 計画策定の背景

---

## 1. 世界の動き

- 昭和 50 年（1975 年）の「国際婦人年」にメキシコシティにおいて「国際婦人年世界会議」が開催され、「平等・開発・平和」を目標に「世界行動計画」が採択され、昭和 51 年（1976 年）から昭和 60 年（1985 年）までの 10 年間で「国連婦人の 10 年」とし、目標達成に向けて世界的な行動が始まりました。
- 昭和 54 年（1979 年）に、第 34 回国連総会がニューヨークで開催され、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」が採択され、昭和 56 年（1981 年）に発効されました。日本では昭和 60 年（1985 年）にこの条約を 72 番目に批准しています。
- 平成 7 年（1995 年）に、「第 4 回世界女性会議」が中国の北京で開催され、21 世紀に向けての女性の地位向上の指針である「北京宣言及び行動綱領」が採択されました。
- 平成 12 年（2000 年）6 月には、ニューヨークで国連特別総会「女性 2000 年会議」が開催され、「北京宣言及び行動綱領」の実施状況を検討・評価し、「政治宣言」と「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ（成果文書）」として採択されました。
- 平成 17 年（2005 年）に、第 49 回国連婦人の地位委員会（通称：北京+10）がニューヨークの国連本部で開催され、「北京宣言及び行動綱領」及び「女性 2000 年会議成果文書」を再確認する政治宣言が採択され、女性の自立と地位向上に向けた取り組みを引き続き推進していくことが確認されました。
- 平成 19 年（2007 年）12 月に、ニューデリーにおいて第 2 回東アジア男女共同参画担当大臣会合が開催され、会合の合意文書として「ニューデリー閣僚共同コミュニケ」が採択されました。また、平成 20 年（2008 年）2 月に第 52 回国連婦人の地位委員会がニューヨークで開催され、合意結論として「ジェンダー平等及び女性のエンパワーメントのための資金調達」が採択されました。

## 2. 国の動き

- 昭和 50 年（1975 年）の国際婦人年を契機とした世界的な動きの中、同年、「婦人問題企画推進本部」が設置され、昭和 52 年（1977 年）には、「国内行動計画」が策定されました。

- 平成6年（1994年）には総理府に「男女共同参画室」を新設するとともに、「男女共同参画推進本部」・「男女共同参画審議会」を設置し、平成8年（1996年）には新たな行動計画である「男女共同参画2000年プラン」が策定されました。
- 平成11年（1999年）には「男女共同参画社会基本法」が制定され、平成12年（2000年）には同法に基づく「男女共同参画基本計画」が策定されました。
- 平成13年（2001年）には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」が成立し、平成14年（2002年）4月から全面施行となりました。
- 平成17年（2005年）にはそれまでの取り組みを評価・総括した上で「男女共同参画基本計画（第2次）」が策定されました。
- 平成19年（2007年）12月のワーク・ライフ・バランス推進官民トップ会議において、関係者が積極的に取り組みを進めていくため、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定され、それに基づき、平成20年（2008年）を「仕事と生活の調和元年」と位置づけられました。

### 3. 埼玉県動き

- 国際婦人年に始まる国際的、国内的な動きを背景に、昭和55年（1980年）に「婦人の地位向上に関する埼玉県計画」、昭和61年（1986年）に「男女平等社会確立のための埼玉県計画」が策定されました。また、平成2年（1990年）には計画の見直しが行われ、平成7年（1995年）には「2001 彩の国男女共同参画プログラム」が策定されました。
- 平成12年（2000年）には、全国に先駆けて「男女共同参画推進条例」を制定し、平成14年（2002年）に「男女共同参画推進プラン2010」を策定し、同年県の施策を実施し県民や市町村の取り組みを支援するため、「男女共同参画推進センター（With Youさいたま）」が開設されました。
- 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の一部改正を受けて、平成18年（2006年）に「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画」を策定し、平成19年（2007年）には、「男女共同参画推進プラン2010」の一部見直しが行われました。

### 4. 戸田市の動き

- 平成元年（1989年）には、「男女平等社会確立のための戸田市計画」を策定し、本格的に男女平等社会を目指して、取り組みを始めました。その後、計画の見直しを行い、平成6年（1994年）には「第二次男女平等社会確立のための戸田市計画」を策定しました。

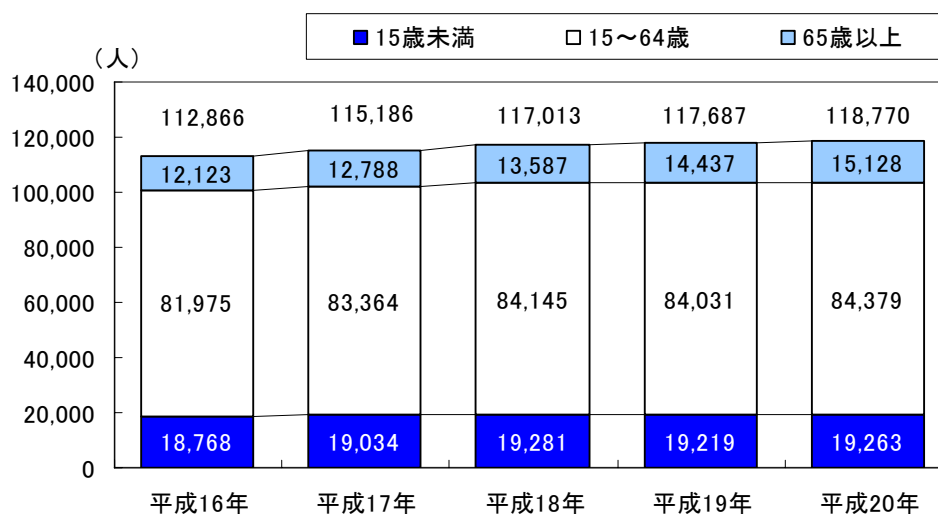
- 平成 13 年（2001 年）には、「第二次男女平等社会確立のための戸田市計画」を引き継ぎ、市民・各種団体・企業・行政などが一体となって具体的に取り組みをしていく方向を示す「第三次戸田市男女共同参画計画～とだ あんさんぶるプラン～『第三次計画』」を策定しました。
- 平成 16 年（2004 年）には、男女共同参画を推進するための拠点施設として、「戸田市立勤労女性センター」を「戸田市男女共同参画センター『ピリーブ』」へと施設機能を変更し、男女共同参画推進に関する各種講座や相談事業、情報の提供等を行っています。

## 第2章 男女共同参画に関する戸田市の課題

### 1. 人口と世帯の状況

- 昭和55年（1980年）には78,435人だった本市の総人口は、急激に増加し、平成20年（2008年）には118,770人となっており、成長を続けています。
- 年齢3区分別人口をみると、15歳未満（年少人口）は緩やかに増加しており、また、15～64歳（生産年齢人口）や65歳以上（高齢者人口）も増加しています。

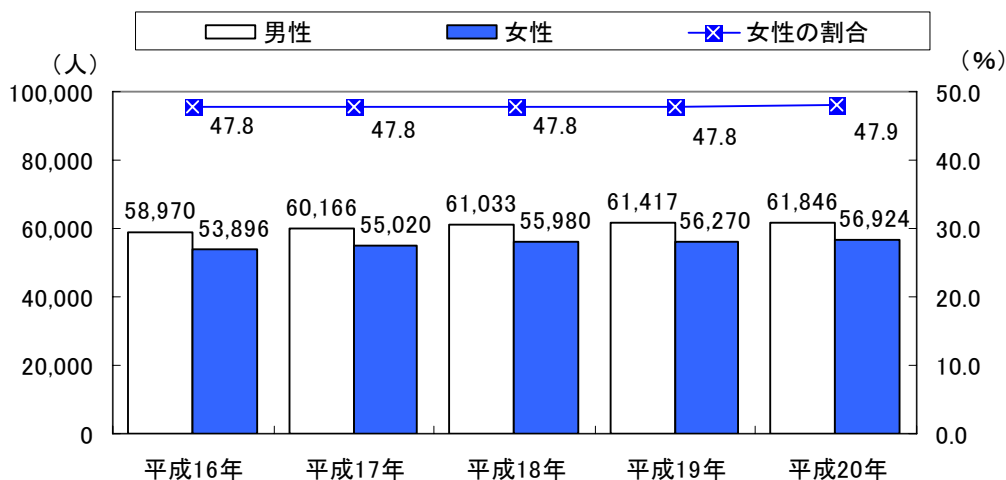
図1 人口の推移



資料：統計とだ（各年1月1日現在）

- 総人口を男女別にみると、平成20年（2008年）1月1日現在で男性が61,846人、女性が56,924人となっており、全体に占める女性の割合は47.9%となっており、本市においては男性の方が若干ですが多くなっています。

図2 男女別人口の推移

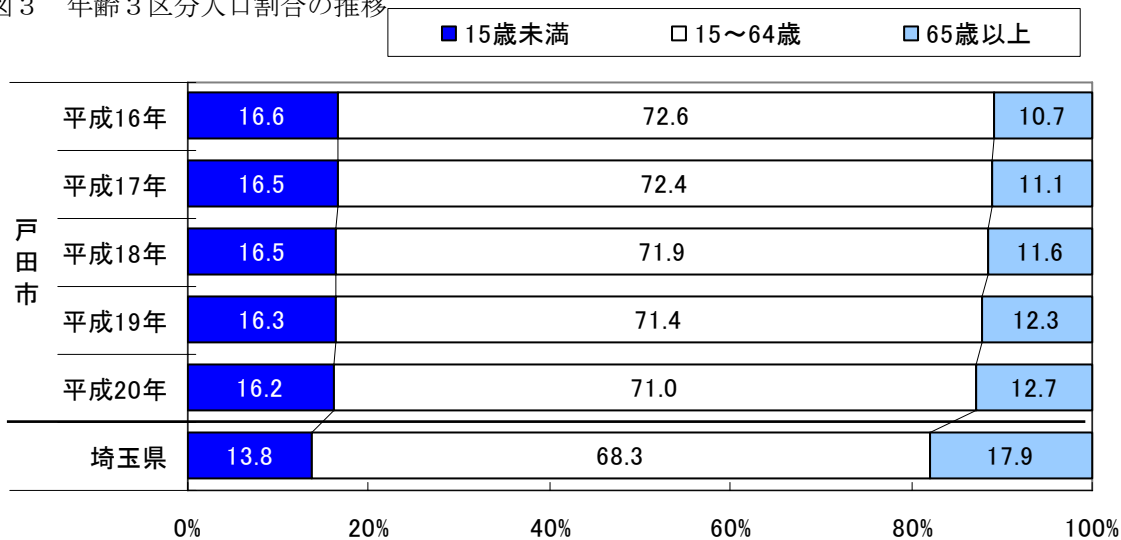


資料：統計とだ（各年1月1日現在）



■年齢3区分別人口を構成比で見ると、年少人口の割合は減少していますが、埼玉県に比べると高くなっています。一方、高齢者人口の割合は、平成16年（2004年）の10.7%から平成20年（2008年）には12.7%に増加し、本市においても緩やかに高齢化が進んでいることがわかります。

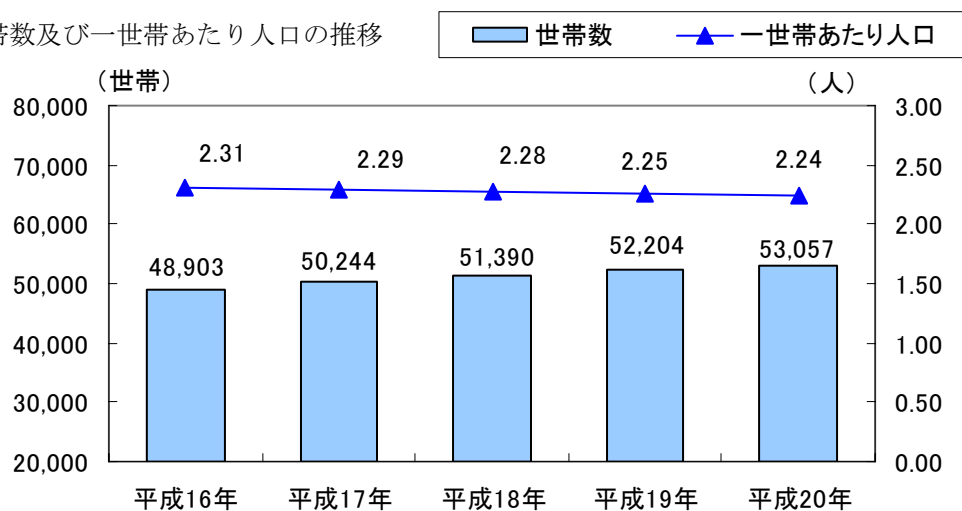
図3 年齢3区分人口割合の推移



資料：統計とだ（各年1月1日現在）（埼玉県は平成20年の数値である。）

■世帯数をみると、平成20年（2008年）には53,057世帯となっており、人口の増加と比例し、世帯数も増加しています。しかし、一世帯あたり人口は平成20年（2008年）には2.24人となっており、本市においても世帯人員の減少が進んでいます。

図4 世帯数及び一世帯あたり人口の推移

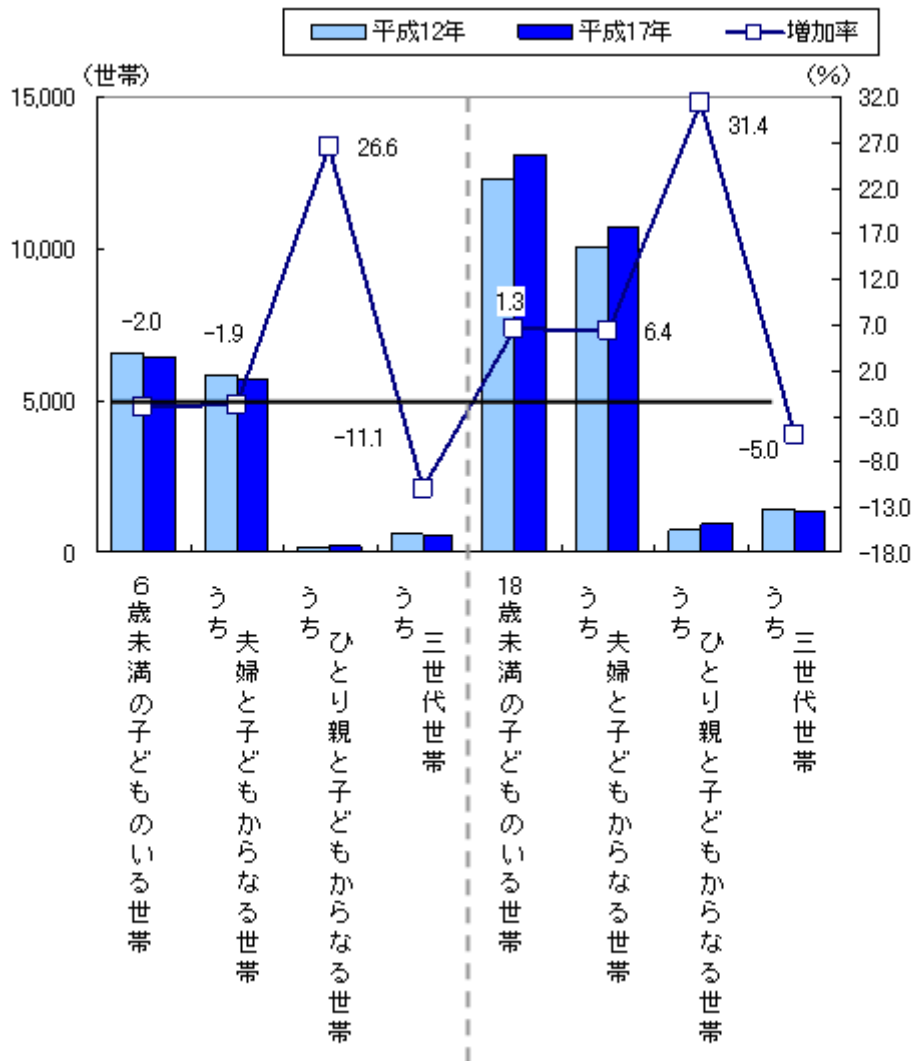


資料：統計とだ（各年1月1日現在）

■ 6歳未満の子どものいる世帯数は、平成12年（2000年）から平成17年（2005年）にかけて2.0%減少しましたが、18歳未満の子どものいる世帯数は、1.3%増加しています。

■ 6歳未満の子どものいる世帯におけるひとり親と子どもからなる世帯（ひとり親家庭）は26.6%増加し、18歳未満の子どものいる世帯におけるひとり親家庭は31.4%と増加していることから、ひとり親家庭は増加の傾向にあります。

図5 子どものいる世帯数と増加率の推移

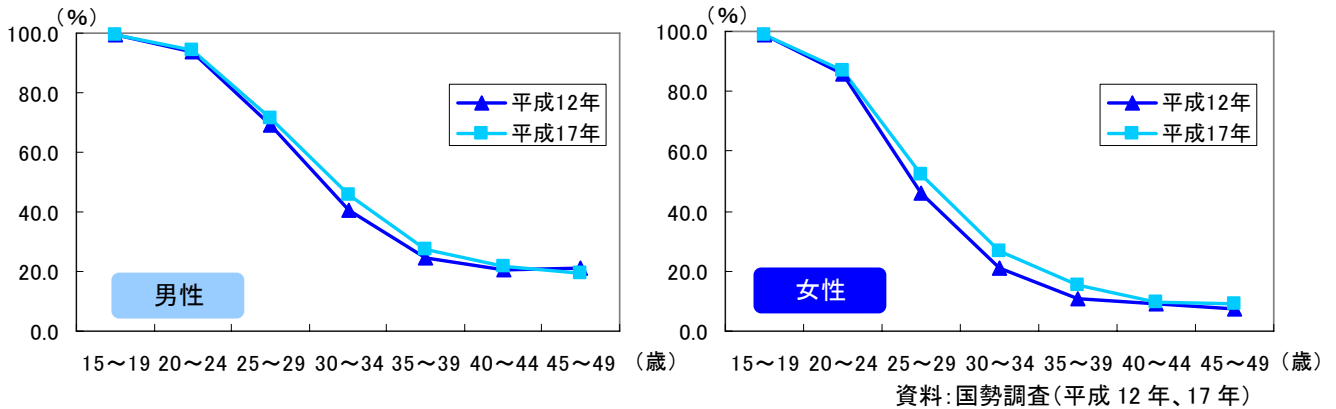


資料:国勢調査(平成12年、17年)

## 2. 結婚・出産の状況

■年齢別の未婚率の推移をみると、男女ともにほぼ全ての年代で未婚率が増加しています。特に、20歳後半から30歳後半にかけて増加しており、晩婚化が進んでいることが考えられます。

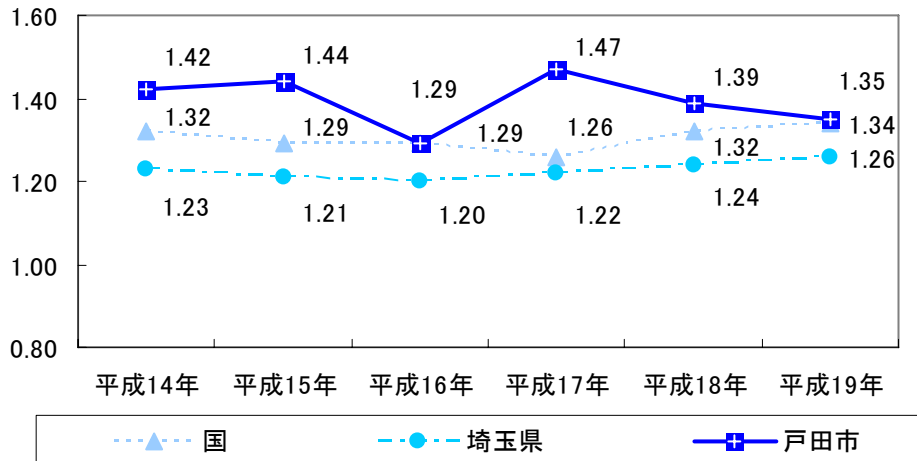
図6 年齢別未婚率の推移



■合計特殊出生率をみると、平成19年(2007年)には1.35となっており、平成14年(2002年)から年によって上下はあるものの、ほぼ横ばいで推移しています。

■国・埼玉県と比べても、その水準を上回っています。

図7 合計特殊出生率の推移

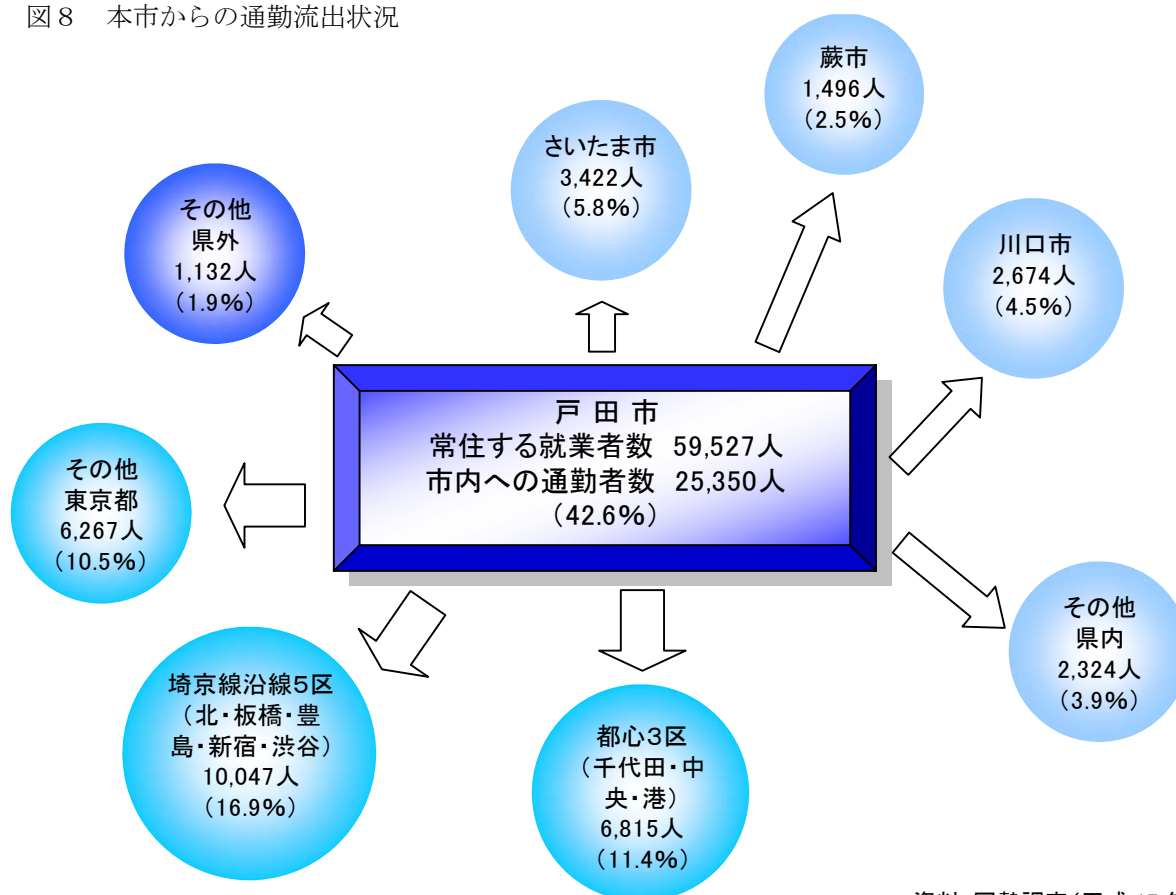


資料: 人口動態調査(各年年度末現在)

### 3. 就労の状況

■本市に住む就業者は、平成 17 年（2005 年）で 59,527 人となっており、そのうち約 4 割の人が市内へ通勤しています。一方、市外の主な通勤先は、埼京線沿線 5 区（北・板橋・豊島・新宿・渋谷）が 16.9%と最も多く、次いで都心 3 区（千代田・中央・港）の 11.4%、その他東京都の 10.5%の順になっています。

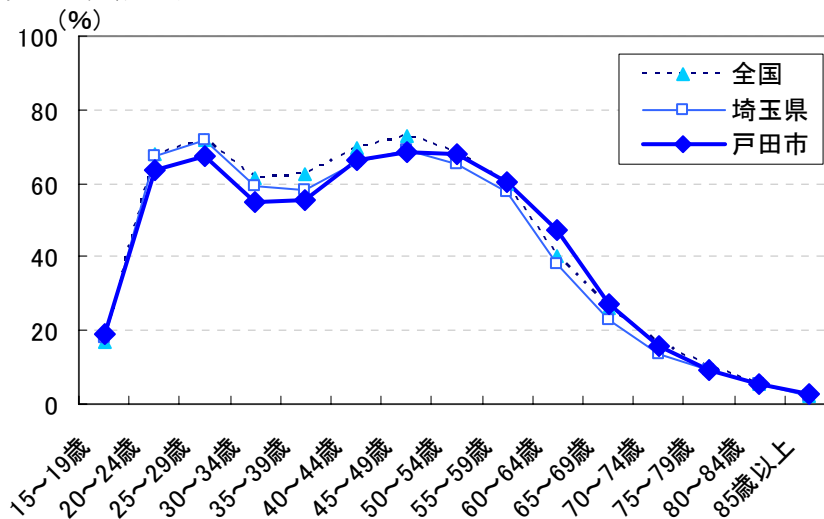
図 8 本市からの通勤流出状況



資料: 国勢調査(平成 17 年)

- 年齢別に女性の労働力率をみると、本市・埼玉県・国すべてに共通して、出産・育児のために仕事を中断するM字カーブを描いています。
- 本市においては、国・埼玉県に比べて、20歳代から40歳代の労働力率が低くなっています。

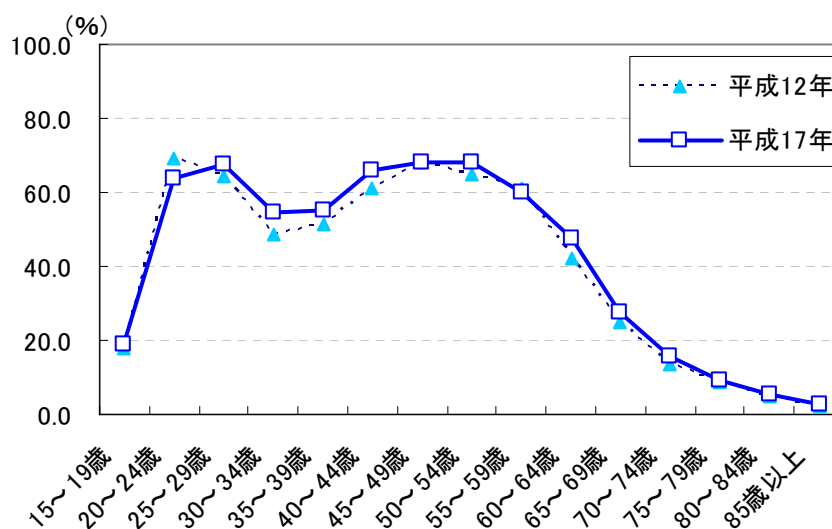
図9 年齢別女性の労働力率



資料:国勢調査(平成17年)

- 本市における年齢別の女性の労働力率の推移をみると、平成12年(2000年)と比べて平成17年(2005年)では、20歳代前半の数値が下がっているものの、それ以降の割合は上回っており、特に「30~34歳」では平成12年(2000年)から平成17年(2005年)にかけて労働力率が6%上昇しており、M字の底辺が台形に近づきつつあります。

図10 年齢別女性の労働力率の推移



資料:国勢調査(平成12年、17年)

## 4. 「第三次戸田市男女共同参画計画」策定以降の取り組みと今後の課題

### 目標Ⅰ 男女共同参画の意識づくり

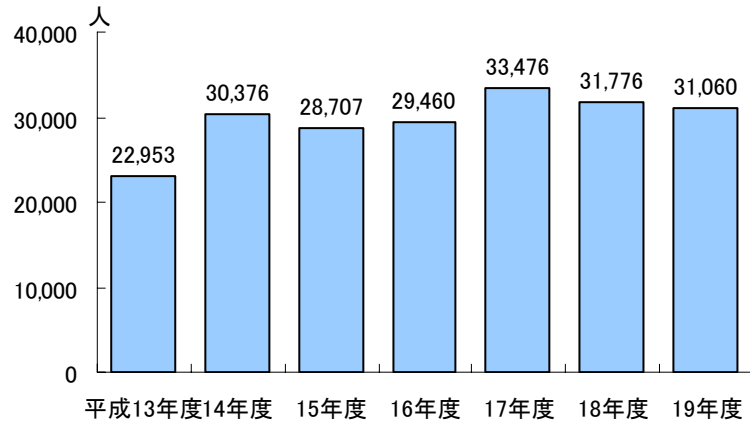
男女共同参画の推進については、「戸田市立勤労女性センター」を「戸田市男女共同参画センター『ピリープ』」へと施設機能を変更し、男女共同参画に関する啓発・意識改革を行うためのさまざまな事業を展開しています。

「ピリープ」の利用者も平成13年度と比べて平成19年度では約1.4倍に増加しています。

しかし、平成19年度に実施した「戸田市男女共同参画に関する市民意識調査『市民意識調査』」では「ピリープ」の認知度が約3割となっており、今後も引き続き施設のPRが重要となっています。

また、戸田市男女共同参画情報紙「つばさ」の発行回数を年3回に増やし、発行部数も39,000部から42,000部へと増刷したり、とだ共同参画フォーラム等の機会を通じて男女共同参画に関する啓発活動を行ってきましたが、未だに本市においては男女の固定的な性別役割分担意識が根強く残っており、引き続き、男女共同参画に関する意識づくりに向けて啓発を行うとともに、学習機会の充実が必要です。

図11 男女共同参画センターの利用者数の推移

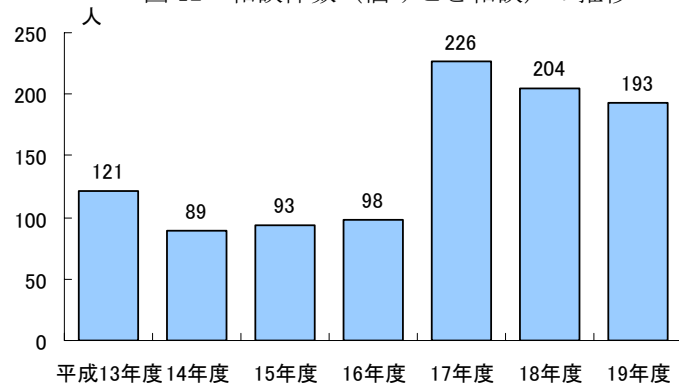


### 目標Ⅱ 人権の尊重と男女平等の推進

戸田市男女共同参画センター「ピリープ」では、ドメスティック・バイオレンス（DV）の防止のための講演会を開催するなど、啓発事業の実施とともに、悩みごと相談を実施しており、平成16年度までの女性のみを対象から相談対象を男性にも広げたこと、相談日や時間の拡大を行ったことなどから、年間約200名前後の相談を受け付けています。また、

平成17年度からはDV（パートナー間の暴力）相談も実施しています。市民意識調査では約1割の方がDVの被害経験があることがわかりました。また、平成19年（2007年）に改正DV防止法が成立したことから、今後も引き続き、被害者支援に取り組んでいく必要があります。

図12 相談件数（悩みごと相談）の推移



### 目標Ⅲ 豊かな暮らしを育む環境づくり

平成 17 年（2005 年）3 月に「子どもが輝くまち とだ」を基本理念とした次世代育成支援行動計画を策定し、その中の基本的視点に「男女共同で楽しい子育て」をおき、男女がともに子育てにかかわり、楽しさと責任を担えるよう、さまざまな子育て支援策を実施しています。

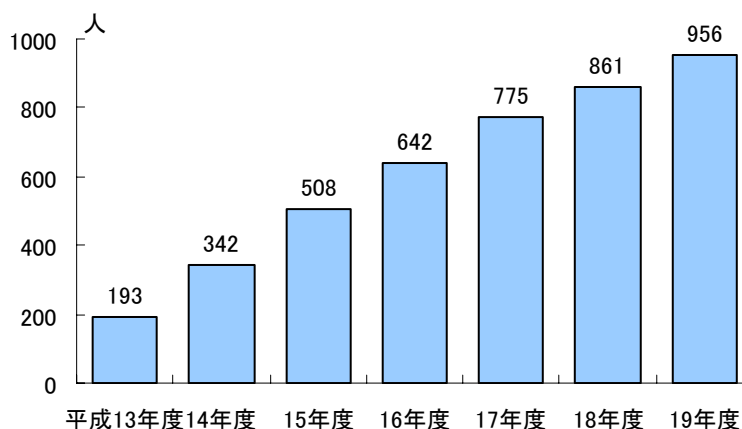
ファミリー・サポート・センターの会員数も目標としていた

300 人を大きく上回り、平成 19 年度現在、956 人と年々増加を続けています。

そのような取り組みの結果、平成 19 年（2007 年）11 月に県から地域子育て応援タウンに認定されました。

今後も引き続き、仕事と家庭生活の両立に向けて、本市の強みである子育て支援を充実していく必要があります。

図 13 ファミリー・サポート・センター会員数の推移



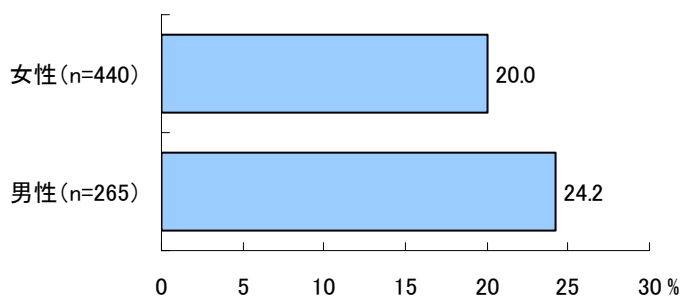
### 目標Ⅳ 男女ともに働きやすい職場づくり

男女ともに働きやすい職場環境をつくるため、第三次計画では男女雇用機会均等法を名称だけでなく、おおよその内容まで知っている人の割合が 50%以上になるようにさまざまな啓発活動を行ってきましたが、平成 19 年度の市民意識調査では「おおよその内容まで知っている」人の割合は全体で 21.2%となっており、目標を大きく下回っています。

また、家庭生活の優先度では、男女ともに「仕事や自分の活動と家庭生活を同時に重視」と希望する回答が4割を超え最も多くなっていますが、現実では、その様な生活を送れている割合は、男女とも2割前後となっており理想と現実には差があることがわかります。

そのため、今後、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を推進していくためには、事業所と連携して育児・介護休業制度の普及等を図るとともに、フレックスタイム制や短時間正社員などの多様な就労形態の普及を促進する必要があります。

図 14 男女雇用機会均等法をおおよその内容まで知っている割合



## 目標V あらゆる分野における男女共同参画の促進

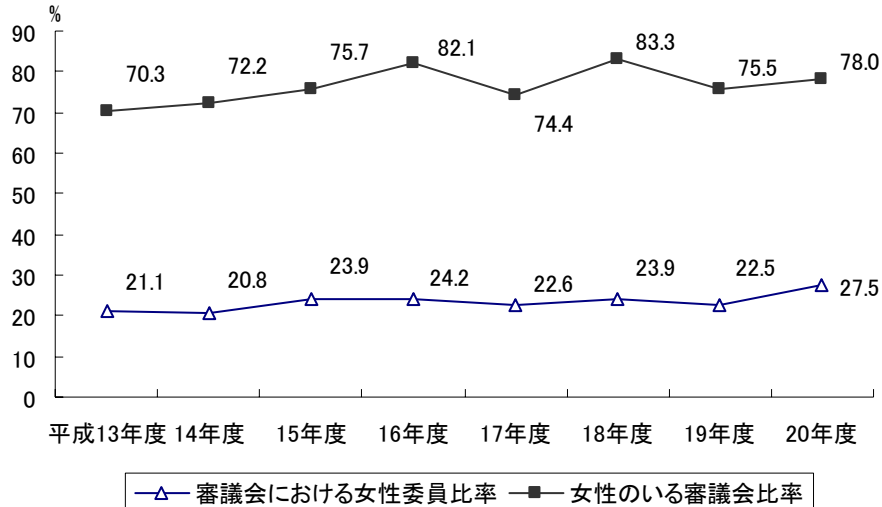
政策・方針決定過程への女性の参画を促進するため、市の審議会等委員へ女性を積極的に登用し、多様な意見が市政に反映されるよう取り組んできました。

第三次計画では、審議会等委員における女性の割合を30%以上にすることとすべての審議会に女性委員を登

用することを目標として掲げ、全庁的な取り組みを行いました。その結果、平成13年度には21.1%だった女性の割合は平成20年度には27.5%となっています。また、女性委員のいない審議会も50審議会中11審議会となっており、目標達成には至りませんでした。

引き続き、本市における女性の参画の拡大に向けて、積極的な取り組みを行い、男女の均衡を図るよう全庁的に努める必要があります。

図15 審議会女性比率及び女性のいる審議会の比率の推移



## 目標VI 推進体制の整備

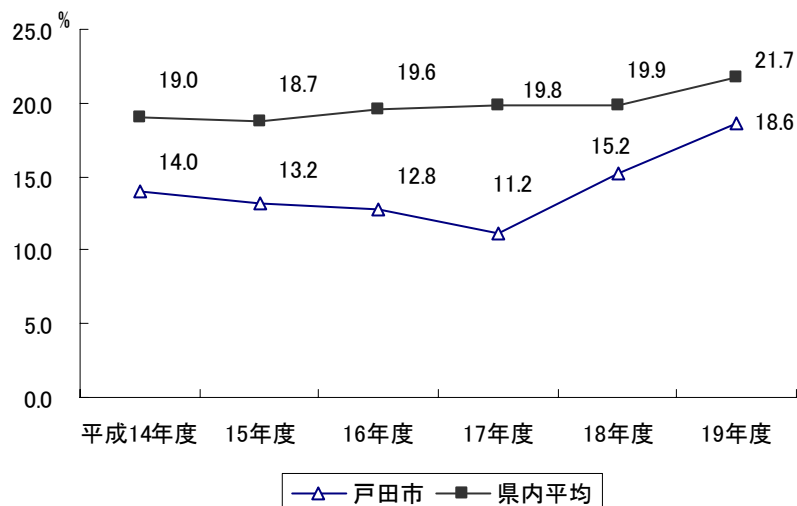
庁内における男女共同参画を進めるため、「職員男女共同参画研修会」を毎年実施し、研修参加率を高めて、職員の男女共同参画意識の向上に努めています。

また、女性職員の登用促進や職域拡大に努めてきました。

第三次計画では、役付職員の女性職員の割合を

県内市町村平均まで高めることを目標としてきましたが、平成19年度現在では県内平均を下回っています。本市において男女共同参画を推進するためには、まず市役所が手本になることが重要となるため、引き続き市民や事業所、市民団体等と連携を図り、本市における男女共同参画を推進するための体制づくりに努める必要があります。

図16 役付職員に占める女性職員の割合の推移





## 第3章 計画全体について

### 1. 計画の考え方と基本理念

本計画では、

- 日本国憲法、女性差別撤廃条約にうたわれた人権の尊重と男女平等を基本におきます。
- 基本的人権が保障される社会では、性別にとらわれることなく、個人の特性を尊重し、「自分らしさ」「その人らしさ」を大切にします。
- 一人ひとりの可能性を最大限に発揮できる社会を目指します。
- 性別による役割分担を前提にしたような既存の制度については、男女共同参画の視点で見直し、改めるよう努力していきます。

以上のような考え方に基づき、この計画では次のような基本理念を掲げます。

## パートナーシップで男女共同参画をめざすまち とだ

### 2. 計画の期間

この計画の期間は、平成21年度から平成30年度までの10年間とします。ただし、国内外の動向や社会情勢の変化に対応し、適切な施策の推進を図ることから、5年ごとに計画を見直すこととします。

平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
戸田市第3次総合振興計画(後期基本計画)		戸田市第4次総合振興計画(予定) ～平成32年度									
第四次戸田市男女共同参画計画 ～平成30年度											

### 3. 計画の性格

- どのような事業に取り組むか、また評価しやすいようにどのような状態を達成目標とするのかを、できる限り具体的に記載するように心掛けました。
- ここで記載しているすべての事業が10年間に取り組む事業のすべてではありません。今後計画を実行していくことに伴い、方向性に合致したより良い事業がある場合は積極的に新規事業に取り組んでいくことを前提としています。また、施策の方向性についても、必要であれば計画の進捗状況や社会情勢の変化などに応じて、適宜見直しを行います。
- この計画は、国の「男女共同参画社会基本法」、埼玉県の「男女共同参画推進条例」等の内容を踏まえて策定しています。
- この計画は、第三次計画を引き継ぎ、「戸田市第3次総合振興計画」等、他の計画と整合を図り、策定しています。
- この計画は、「戸田市男女共同参画推進会議」及び「戸田市男女共同参画庁内検討会議」において審議を重ねるとともに、市民意識調査を実施するなど、広く市民等の意見を聞き、その反映に努めました。

### 4. 計画の位置付けと男女平等施策の展開

この計画は、「戸田市第3次総合振興計画」に基づいた個別計画ですが、ここで取り扱う施策の領域は多岐にわたり、全庁をあげて取り組む必要があります。

本計画は、市民・民間団体・企業・行政のパートナーシップで進めていくものですが、とりわけ行政においては、計画を積極的に進める体制を確保することが重要です。

そのため、この計画を進める担当部署は、庁内の各課と連携を図り、総合的・効率的に施策の推進をしていかなければならないことから、十分に調整機能が発揮できるよう、庁内での位置付けを明確にし、整備強化を行います。

また、計画の推進、施策の展開は市民が主体的に関わることによって、はじめてその効果を発揮することから、行政は施策が市民に浸透し、市民の協力が得られるよう努めます。

## 5. 優先的に取り組むべき重点課題

本市における男女共同参画の推進にあたって、最近の男女共同参画に関する動向や第三次計画における本市の取り組みを踏まえて、次の3つを「第四次戸田市男女共同参画計画『第四次計画』」の重点課題とします。

### 重点課題1

### ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進

男女がともに互いを尊重しつつ、個性と能力を發揮するとともに、企業等が多様な人材を活かし、活力のある社会を築くためには、仕事と家庭生活のバランスを取ることが必要です。

市民意識調査においても、男女ともに「仕事や自分の活動と家庭生活を同時に重視」したいと希望する回答が4割を超え最も多くなっていますが、現実では、そのような生活を送れている割合は低く、理想と現実には差がありました。

特に男性の長時間労働により、家庭での生活時間の確保が難しい中で、女性に子育て・家事・介護等の負担が重くのしかかっているという現状があり、希望する形態で働くことが困難となっています。

男女がともに家庭生活と仕事などを両立でき、個性と能力を發揮して、健康的で豊かな生活を送ることができるよう、ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組みます。

#### 〇●〇主な事業内容

- ・子育て支援サービスの推進
- ・地域における子育て環境の整備
- ・家庭生活との両立をめざす職場づくり
- ・男性の家事・育児への参加促進

### 重点課題2

### 暴力の防止と被害者の自立支援

配偶者からの暴力（DV）、性犯罪、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為などの被害者の多くは女性です。その背景には、男女の社会的地位や経済力の格差、固定的な性別役割分担意識などの社会的・構造的な問題があり、男女共同参画社会の実現に向けて、暴力の根絶に重点的に取り組む必要があります。

配偶者からの暴力については、市民意識調査において約1割の方で被害経験があると回答しています。また、平成19年度に改正DV法が制定され、市町村においてDVに対する取り組みの強化が位置づけられました。

近年の内閣府の調査によると、若い世代における交際相手からの暴力（デートDV）の被害を受けた女性の割合が高くなっています。

今後も、配偶者等からの暴力の防止に向けて若い世代からの教育や啓発活動を行うとともに、各関係機関との連携を強化し、相談体制の充実や被害者の自立支援体制の充実に取り組みます。

### 〇●〇主な事業内容

- ・暴力を許さない意識の醸成
- ・被害者への支援体制の充実
- ・連携体制の充実
- ・相談窓口の充実・利用促進
- ・各相談窓口との連携

### 重点課題3

### 男女共同参画センターの機能の充実

「戸田市男女共同参画センター『ビリーブ』」は、平成16年（2004年）8月に「戸田市立勤労女性センター」から施設機能が変更されて以降、本市における男女共同参画社会の実現に向けた推進拠点施設として、啓発活動や学習支援、相談事業など、各種の取り組みを進めてきました。

しかし、市民意識調査によると、「ビリーブ」の認知度は3割程度にとどまっており、まだまだPRが足りないことがうかがえます。

また、現在、「ビリーブ」の会議室等の利用については、センターに登録した団体のみが使える登録団体制をとっており、団体の登録や利用が格段に伸びている現状ではありません。

本市において、男女共同参画を推進するためには、センターの機能強化が必須であると考えられることから、今後は、「ビリーブ」を男女共同参画の実現に向けた推進拠点施設として強化を図ります。そのためにセンターのPRを行うとともに、情報紙の発行や講座等の開催による啓発活動、学習支援、相談事業の充実などに努めます。

また、登録団体の活動支援に努めるとともに、新たに登録する団体の増加を目指します。

### 〇●〇主な事業内容

- ・男女共同参画の啓発・意識改革
- ・男女共同参画に関する情報収集・提供の充実
- ・男女共同参画センターの充実
- ・生涯学習関連施設との連携

## 6. 計画の体系

目 標	主 要 課 題	施策の方向
I の 意 識 づ く り 参 画	1 男女共同参画意識の啓発	(1) 男女共同参画の啓発・意識改革
		(2) 国際理解の推進による啓発・意識改革
		(3) 男女共同参画に関する情報収集・提供の充実
2	男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実	(4) 学校や家庭での教育の充実
		(5) 生涯学習の充実
3	男女共同参画センターの機能充実	(6) 男女共同参画センターの充実
		(7) 生涯学習関連施設との連携
II 女 人 権 の 尊 重 と 男 性 の 参 画	4 配偶者等からの暴力に対する施策の充実	(8) 暴力を許さない意識の醸成
		(9) 被害者への支援体制の充実
		(10) 連携体制の充実
5	人権尊重に基づく性の理解と尊重	(11) 人権の視点から性を尊重する意識啓発と性教育の実施
		(12) ストーカー、児童虐待等に対する支援の充実
		(13) メディアにおける人権の尊重
6	相談体制の充実	(14) 相談窓口の充実・利用促進
		(15) 各相談窓口との連携
III を 豊 か な 暮 ら し づ く ら し	7 子育て支援の拡充	(16) 子育て支援サービスの推進
		(17) 地域における子育て環境の整備
		(18) ひとり親家庭の生活安定と自立支援
8	高齢者・障害者の自立支援と介護の社会的支援の充実	(19) 高齢者の自立支援と生きがいづくり
		(20) 障害者の自立支援と生きがいづくり
9	生涯を通じた健康づくり	(21) 女性の健康管理の充実
		(22) 男女ともにライフサイクルに沿った健康づくり
IV や す い 職 場 づ く り	10 働く場における男女平等の推進	(23) 雇用の場における男女共同参画の推進
		(24) セクシュアル・ハラスメントに対する取り組みの充実
		(25) 自営業等における男女共同参画の推進
11	就業環境の整備	(26) パートタイム・派遣労働者等の労働条件向上のための環境整備
		(27) 家庭生活との両立をめざす職場づくり
12	職業能力の開発と就業機会の拡大	(28) 職業能力開発のための支援
		(29) 女性の起業、再就職に関する情報の収集・提供
V の お お の あ ら ゆ る 同 分 野 に 関 する 参 画	13 政策・方針決定過程への女性の参画促進	(30) 審議会等における男女共同参画の促進
		(31) 人材の発掘と育成
	14 家庭生活における男女共同参画	(32) 男性の家事・育児への参加促進
(33) 地域・社会活動への参画促進と環境づくり		
(34) 女性リーダーの育成		
15 地域活動における男女共同参画	(35) 新たな取り組みを必要とする分野における男女共同参画の推進	
VI 推 進 体 制 の 整 備	16 庁内の男女平等の推進	(36) 職員の男女共同参画の意識づくり
		(37) 女性職員の登用促進と職域拡大
		(38) 庁内の推進組織の充実
17 庁内の推進体制の確立	(39) 計画の進行管理の実施	
	(40) (仮称)男女共同参画推進条例の検討	
18 市民参画による計画推進	(41) 市民の推進組織の充実	
	(42) 計画推進に関する市民ボランティアの活用	
19 国・県等との連携	(43) 国・県等との連携	

# 第4章 計画の内容

## 目標Ⅰ 男女共同参画の意識づくり

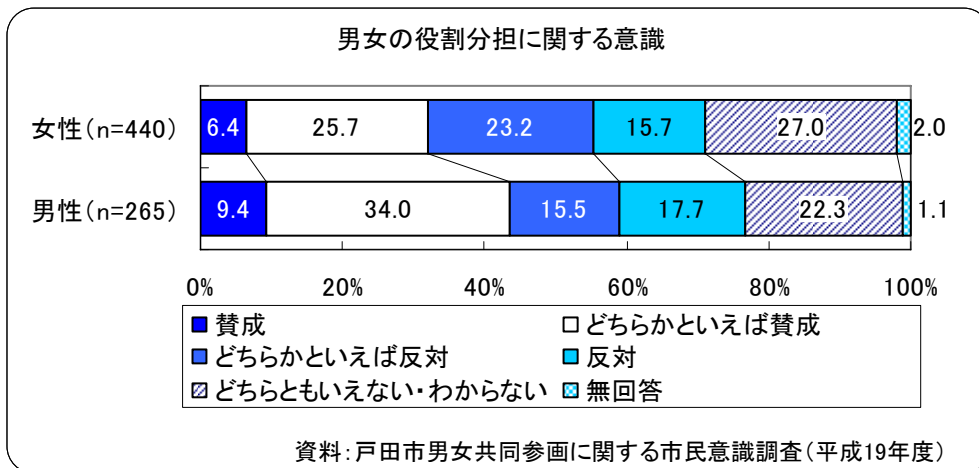
### 1 男女共同参画意識の啓発

#### =現状と課題=

近年、社会情勢の変化により、女性の社会進出が進み、様々な分野で活躍する女性が増えてきました。しかし、男女の役割分担を固定的にとらえる人々の意識は、今なお社会に根強く残っている状況にあります。

しかし、平成19年（2007年）に実施した市民意識調査では、「男は仕事、女は家庭」といった固定的な性別役割分担に賛成する割合と反対する割合がほぼ同じになっています。このような固定的な性別役割分担に賛成する割合は、国・県よりも本市において高くなっています。このことから、本市においては依然としてこのような男女の役割を固定的に考える人が多くいることがわかり、啓発活動がうまく浸透していない現状があります。

今後、本市においてさらなる男女共同参画社会の実現を目指し、あらゆる媒体や機会を通じてわかりやすい啓発活動を進めていく必要があります。



## =目標値=

○ 社会全体で男女が平等になっていると感じている人の割合を増やします。

⇒ 17.8% → 70.0%

○ 「男は仕事、女は家庭」といった固定的な性別役割分担に同感しない市民の割合を増やします。 ⇒ 36.3% → 50.0%

## =具体的な取り組み=

### (1) 男女共同参画の啓発・意識改革

#### 重点課題3

市民一人ひとりが男女共同参画に関する正しい知識を得られるよう、講演会等の様々な機会や多様な媒体を用いた広報・啓発活動を行います。

No	施策の方向	施策の内容	担当課所	区分
1	多様な媒体を活用した広報・啓発活動の推進	「広報戸田市」への男女共同参画に関する情報の掲載や男女共同参画情報紙「つばさ」の発行、パンフレット・啓発冊子の発行などを通じて男女共同参画に関する意識啓発を図ります。 【具体的な事業】 ○「広報戸田市」による啓発 ○男女共同参画情報紙「つばさ」の発行 ○パンフレット・啓発冊子の発行 ○男女共同参画センターホームページによる啓発【新規】 ○男女共同参画関連書籍の展示	男女共同参画センター 政策秘書室 図書館	拡充
2	男女共同参画に関する講演会・講座等の開催	男女共同参画に関する各講演会、講座等の開催を通じ、男女共同参画に関する意識啓発を図ります。 【具体的な事業】 ○講演会・セミナー・パネル展等の開催による啓発	男女共同参画センター	拡充
3	男女共同参画センター登録団体に対する研修等の実施	ビリーブの登録団体に対して、男女共同参画に関する研修会を実施し、男女共同参画意識の啓発を図ります。 【具体的な事業】 ○男女共同参画センター登録団体への研修等による啓発	男女共同参画センター	拡充

■第4章では、計画の内容として、「施策の方向」に沿って、今後10年間の取り組む内容を示しています。推進項目をわかりやすくするために、「○」として具体的な事業を挙げました。また、【新規】は第四次計画から新たに盛り込まれた事業、【再掲】は本計画内に2度以上出てくる事業に用いています。

■具体的な取り組みの区分の欄について、「拡充」は第三次計画から引き続いて推進していく施策、「新規」は本計画（第四次計画）から新たに取り組む施策ということを表しています。

## (2) 国際理解の推進による啓発・意識改革

男女共同参画の視点に立った国際的な取り組みに関する情報の収集や提供を進めます。また、国際理解を深めるための講座や交流活動を積極的に進めます。

No	施策の方向	施策の内容	担当課所	区分
4	男女共同参画に関する世界の取り組みに関する啓発の推進	広く男女共同参画に関する理解、推進を図るため、男女共同参画の視点に立った国際的な取り組みに関する情報の収集や提供を行います。 <b>【具体的な事業】</b> ○女性問題に対する海外の資料収集・提供による啓発 ○国際的な取り組み（女子差別撤廃条約等）の啓発	男女共同参画センター	拡充
5	国際理解・交流活動の推進	国際理解を深めるための講座や交流事業を活発に行います。 <b>【具体的な事業】</b> ○国際交流事業の推進 ○国際理解を深める講座等の開催	コミュニティ推進課 関係各課	拡充

## (3) 男女共同参画に関する情報収集・提供の充実

重点課題3

市民が男女共同参画に関する情報を入手し、自ら学習することができるよう、男女共同参画に関する情報の収集・提供体制を充実します。

No	施策の方向	施策の内容	担当課所	区分
6	男女共同参画に関する情報の収集・提供	男女共同参画に関する国・県、他自治体等の情報や図書・ビデオ・資料等を収集し、男女共同参画センター、図書館に設置します。 <b>【具体的な事業】</b> ○男女共同参画センター情報コーナーの充実【新規】 ○女性問題に対する海外の資料収集・提供による啓発【再掲】 ○国際的な取り組み（女子差別撤廃条約等）の啓発【再掲】 ○男女共同参画関連書籍の展示【再掲】	男女共同参画センター 図書館	拡充

### 市民一人ひとりの取り組みは……

- すべてはまず気づくことから始まります。身近な制度や慣行の中に、男らしさや女らしさととらわれたものがないか、見つけてみましょう。
- 一人ひとりが性別に関わりなく、個性と能力を発揮できるようにするため、何を改めればよいか、いろいろな場面を考えてみましょう。
- 広報紙やホームページなどを利用して、市の男女共同参画施策に関心を持ちましょう。



## 2 男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実

### =現状と課題=

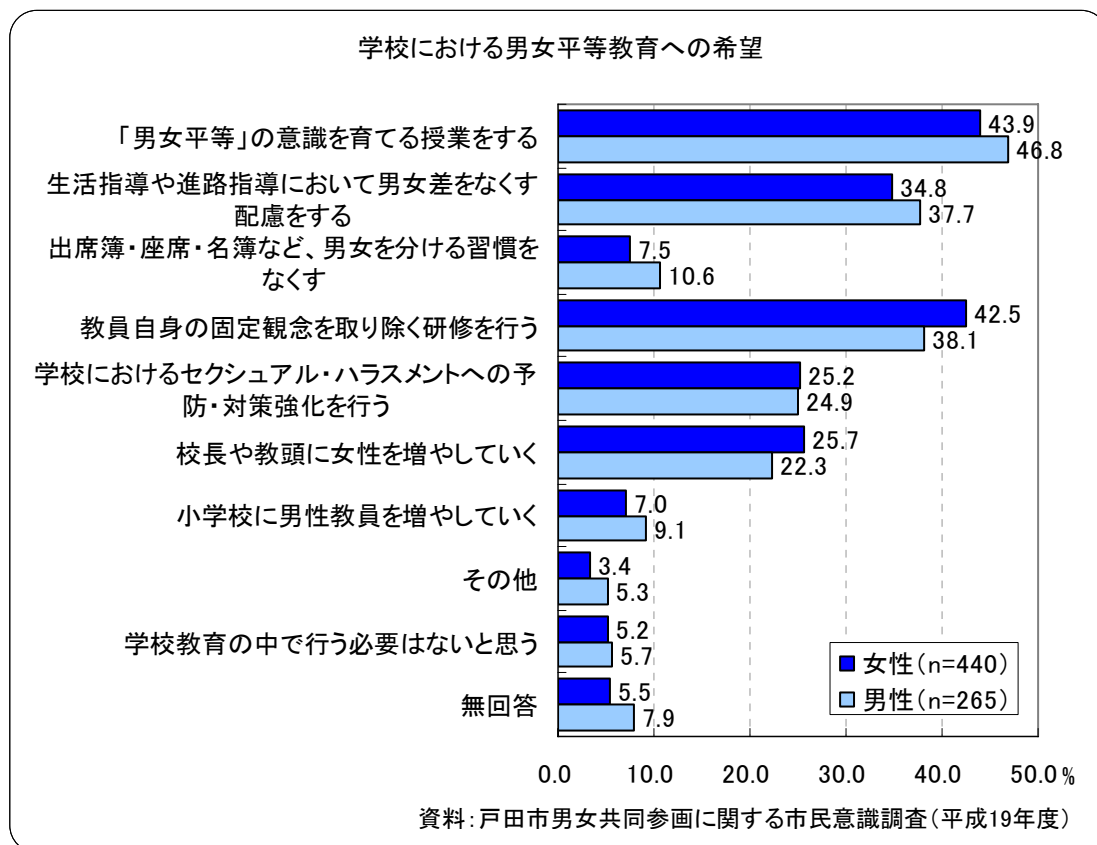
男女共同参画社会を実現するためには、一人ひとりが男女共同参画について正しい知識を持つとともに、男女共同参画の必要性を認識する必要があります。

このような意識を育てるためには、学校、家庭、社会、職場等あらゆる場における教育・学習の果たす役割は非常に大きく、それぞれの分野で男女共同参画を推進する教育・学習の充実を図る必要があります。

市民意識調査では、学校における男女平等教育への希望について、「男女平等」の意識を育てる授業をする」が男女ともに最も多くなっており、学校において、一人ひとりの人権を尊重し、相互理解と協力の重要性など、男女共同参画の視点に立った男女平等教育を推進することが求められています。

しかし、家庭・地域における児童・生徒の健全育成は、社会生活の意識の形成に大きな影響を及ぼします。そのため、学校教育だけでなく家庭教育の重要性についても啓発する必要があります。

また、女性も男性も一人ひとりの能力を発揮し、社会の様々な分野に参画することができるよう、生涯を通じて学習の機会が確保されることが重要です。



＝目標値＝

○ 学級・講座開催時に、託児室の設置数を増やします。

⇒ 37 講座 → 80 講座

＝具体的な取り組み＝

(4) 学校や家庭での教育の充実

学校や家庭において、性別にとらわれず一人ひとりの個性を大切にする教育の充実を図ります。

No	施策の方向	施策の内容	担当課所	区分
7	男女共同参画の視点に立った教育の充実	<p>学校において、人権の尊重、男女の平等などに視点をのいた教育を行います。</p> <p>また、性別に関わらず個々の児童・生徒の能力や適正を重視した進路指導・キャリア教育を実施します。</p> <p>【具体的な事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○男女共同参画の視点に立った学校教育の推進【新規】</li> <li>○男女共同参画の視点に立った生活・進路指導の実施【新規】</li> <li>○学校における性教育の充実【新規】</li> <li>○通学合宿の実施</li> <li>○パンフレット・啓発冊子の発行による啓発【再掲】</li> </ul>	男女共同参画センター 児童青少年課 指導課	拡充
8	教職員への研修の充実	<p>男女平等を推進する教育の充実に向けて、教職員等に対する研修を積極的に行います。</p> <p>【具体的な事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○教職員等の研修の実施</li> </ul>	男女共同参画センター 指導課	拡充
9	家庭教育での取り組みの充実	<p>家庭における男女共同参画を推進するため、保護者を対象に家庭教育に関する学習機会の提供を行います。</p> <p>【具体的な事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○家庭教育学級の充実</li> <li>○パンフレット・啓発冊子の発行による啓発【再掲】</li> </ul>	男女共同参画センター 生涯学習課	拡充

## (5) 生涯学習の充実

市民が生涯にわたって男女共同参画について学べるとともに、社会のあらゆる分野に参画することができるよう、多様な学習機会の提供を行います。

No	施策の方向	施策の内容	担当課所	区分
10	生涯にわたる学習機会の充実	<p>各種講座、教室等において男女共同参画の視点に立った学習を推進するとともに、託児室の設置を行い、受講環境を充実します。</p> <p><b>【具体的な事業】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○戸田市まちづくり出前講座メニュー表への掲載【新規】</li> <li>○男女共同参画関連講座の充実</li> <li>○男女共同参画の視点に立った講座の企画・運営</li> <li>○人権に関する講演会・研修の開催</li> <li>○学級・講座への託児室の設置</li> </ul>	男女共同参画センター 生涯学習課 関係各課	拡充

### 市民一人ひとりの取り組みは……

- 幼い頃から身のまわりのことについて、男女の隔てなくお手伝いをさせましょう。
- 家族・学校・地域などで男女共同参画について話し合ってみましょう。
- 身近なことから始めるのが大切な一歩です。

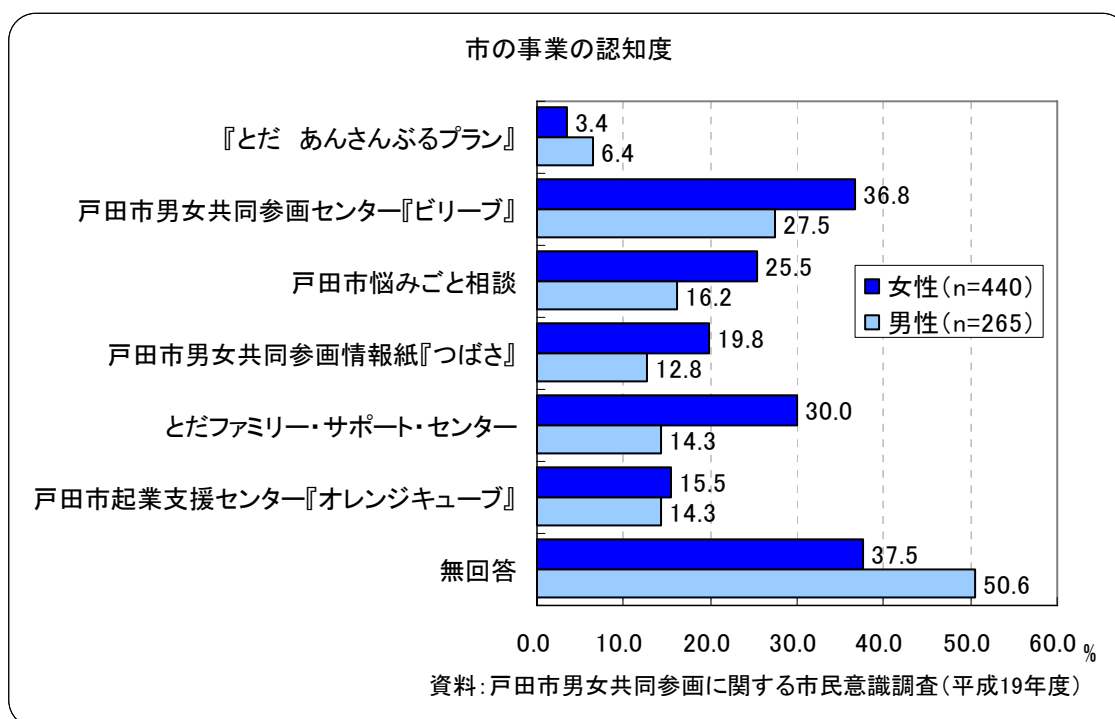
### 3 男女共同参画センターの機能充実

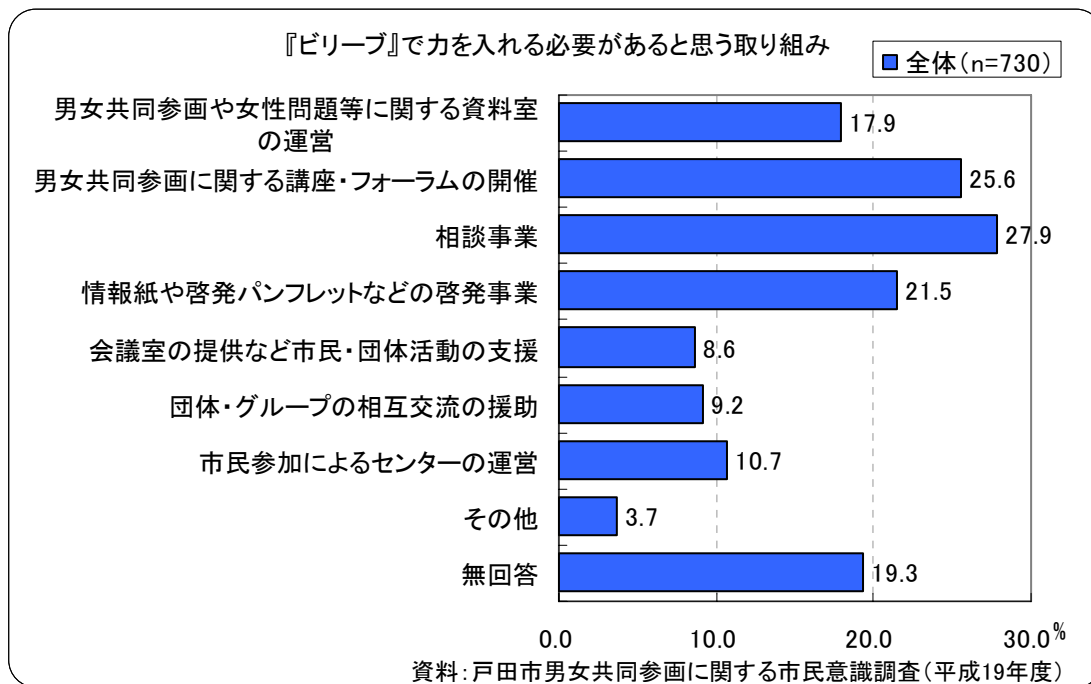
#### =現状と課題=

「戸田市男女共同参画センター『ビリーブ』」は、平成16年（2004年）8月1日に「戸田市立勤労女性センター」から施設変更されて以降、本市における男女共同参画社会の実現に向けた推進拠点施設として、啓発や学習支援、相談事業など、各種の取り組みを進めてきました。

しかし、市民意識調査では、「ビリーブ」は、十分市民に周知できていないことがうかがえます。また、「ビリーブ」で力を入れる必要があると思う取り組みについては、「相談事業」が最も求められており、次いで「男女共同参画に関する講座・フォーラムの開催」、「情報紙や啓発パンフレットなどの啓発事業」と続きます。

今後も、「ビリーブ」のより一層の活性化を図るため、様々な世代に対して活動を周知するとともに、男女共同参画社会の実現に向けた推進拠点施設としての充実を図っていく必要があります。





＝目標値＝

○ 男女共同参画センター『ビリーブ』を知っている人の割合を増やします。

⇒ 32.9% → 80.0%

＝具体的な取り組み＝

(6) 男女共同参画センターの充実

重点課題3

男女共同参画を推進していく拠点施設として、学習事業、相談事業、情報提供事業等を強化します。

No	施策の方向	施策の内容	担当課所	区分
11	男女共同参画センターの機能の充実	男女共同参画推進の拠点施設として、男女共同参画センター『ビリーブ』の機能の充実を図ります。 【具体的な事業】 ○男女共同参画センター運営事業 ○指定管理者制度導入の検討	男女共同参画センター	拡充
12	男女共同参画センター登録団体の育成・支援	男女共同参画センター登録団体の育成のため、登録団体連絡協議会と連携し、研修・情報提供等を行います。 【具体的な事業】 ○男女共同参画センター登録団体の育成	男女共同参画センター	拡充

## (7) 生涯学習関連施設との連携

### 重点課題3

市内の各種生涯学習関連施設と連携し、男女共同参画に関する学習機会を充実します。

No	施策の方向	施策の内容	担当課所	区分
12	生涯学習関連施設との連携	公民館等の生涯学習関連施設と連携し、男女共同参画に関する学習機会の充実を図ります。 【具体的な事業】 ○生涯学習関連施設との連携	男女共同参画センター 関係各課	拡充

### 市民一人ひとりの取り組みは……

- 男女共同参画センター「ピリープ」や生涯学習関連施設を積極的に利用し活動の輪を広げましょう。
- あなたの特技や趣味を通して仲間の輪を広げましょう。

## 目標Ⅱ 人権の尊重と男女平等の推進

### 4 配偶者等からの暴力に対する施策の充実

#### ＝現状と課題＝

男女共同参画社会の実現の基本となるのは人権の尊重です。だれもが生まれながらにして持っている人間としての権利は、どのような時でも尊重されなければなりません。

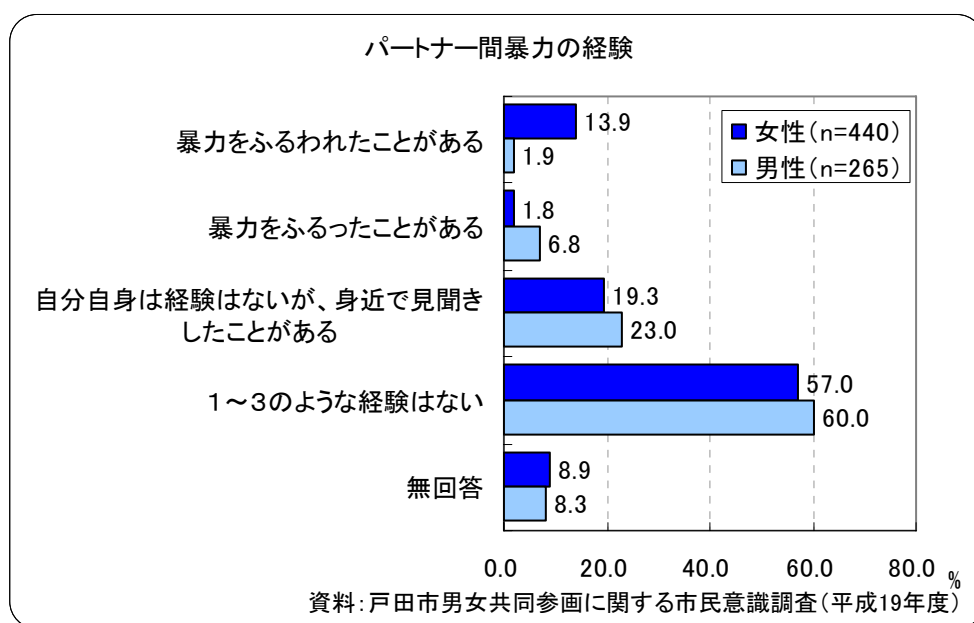
しかし、配偶者等からの暴力（DV）やセクシュアル・ハラスメント等の人権を侵害する行為が男女共同参画社会の実現を大きく阻んでいる現状があります。

特にDVは、家庭内で行われるため発見が困難であることや、社会の理解が不十分で個人的な問題としてとらえられやすく、潜在化しやすい傾向にありました。

また、DVの被害者の多くは、女性となっていますが、近年では男性の被害者も増加しており、本市の悩みごと相談・DV（パートナー間の暴力）相談への男性からの相談件数も増加しています。さらに、内閣府の調査では若い世代における交際相手からの暴力（デートDV）も問題になっています。

平成19年度に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律（改正DV防止法）」が施行され、市町村における基本計画の策定が努力義務化されるなど、対策の強化が求められています。

本市においては、上記の基本計画を本計画と一体的に策定し、DVの根絶に向けて、関係機関と連携し、暴力を許さない社会意識の醸成に向けた取り組みを進めていく必要があります。



＝目標値＝

○ DVの内容まで理解している人の割合を増やします。

⇒ 未確認 → 80%以上

○ DVに関する様々な啓発を年に10回以上行います。

⇒ 5回 → 10回以上

＝具体的な取り組み＝

(8) 暴力を許さない意識の醸成

重点課題2

DVの防止に向けて、DVに関する広報・啓発活動を充実します。

No	施策の方向	施策の内容	担当課所	区分
13	DV防止のための広報・啓発活動の充実	DVの防止に向けて、講座の開催や情報提供を行い、DVに関する広報・啓発活動を充実します。 【具体的な事業】 ○各種啓発資料による暴力防止の啓発及び情報提供 ○講演会・講座の開催による啓発	男女共同参画センター 関係各課	拡充

(9) 被害者への支援体制の充実

重点課題2

DV被害者等に対する支援を充実するため、相談窓口の周知を図り、気軽に相談しやすい環境をつくれます。また、被害者の自立に向けて、支援体制を強化します。

No	施策の方向	施策の内容	担当課所	区分
14	DVに関する相談窓口の充実	DVに関する相談体制の充実を図るとともに、相談窓口の周知を図ります。 【具体的な事業】 ○DV相談窓口の開設及び周知 ○男性のDV被害者に対する相談の検討 ○DV加害者に対する相談の検討 ○家庭児童相談室（こども家庭相談センター）の運営	男女共同参画センター こども家庭課	拡充
15	被害者の自立等に関する支援体制の充実	被害者が自立できるよう、さまざまな支援体制を提供します。 【具体的な事業】 ○被害者支援のための情報収集と提供 ○専門職員（ボランティアも含む）の育成 ○関係機関との連携による被害者保護 ○被害者の自立支援のための事業の検討 ○子どもに対する支援の充実	男女共同参画センター こども家庭課	拡充



## (10) 連携体制の充実

### 重点課題2

DV被害者等に対する対応を幅広く行うため、庁内外を問わず関係機関との連携を図り、ネットワークを構築します。

No	施策の方向	施策の内容	担当課所	区分
16	関係機関とのネットワークの構築	本市において一体的にDV被害者に対する支援を行うため、庁内外を問わず関係機関におけるネットワークの構築を行います。 【具体的な事業】 ○(仮称)DV対策庁内連絡会議の設置・運営 ○庁外の関係機関との連携	男女共同参画センター 関係各課	拡充

### 市民一人ひとりの取り組みは……

- DVについて、広報紙、ホームページ、市の事業などから情報を得て、正しい理解をもちましょう。
- 暴力は犯罪です。親しい間柄でも、すべての暴力は許さないという認識をもちましょう。
- 暴力を見て見ぬふりをしていませんか。被害者には近くの相談窓口を教えてください。
- 日常生活の中で相手を尊重し、相手のことを考えるゆとりを持ち、加害者とならないように心がけましょう。

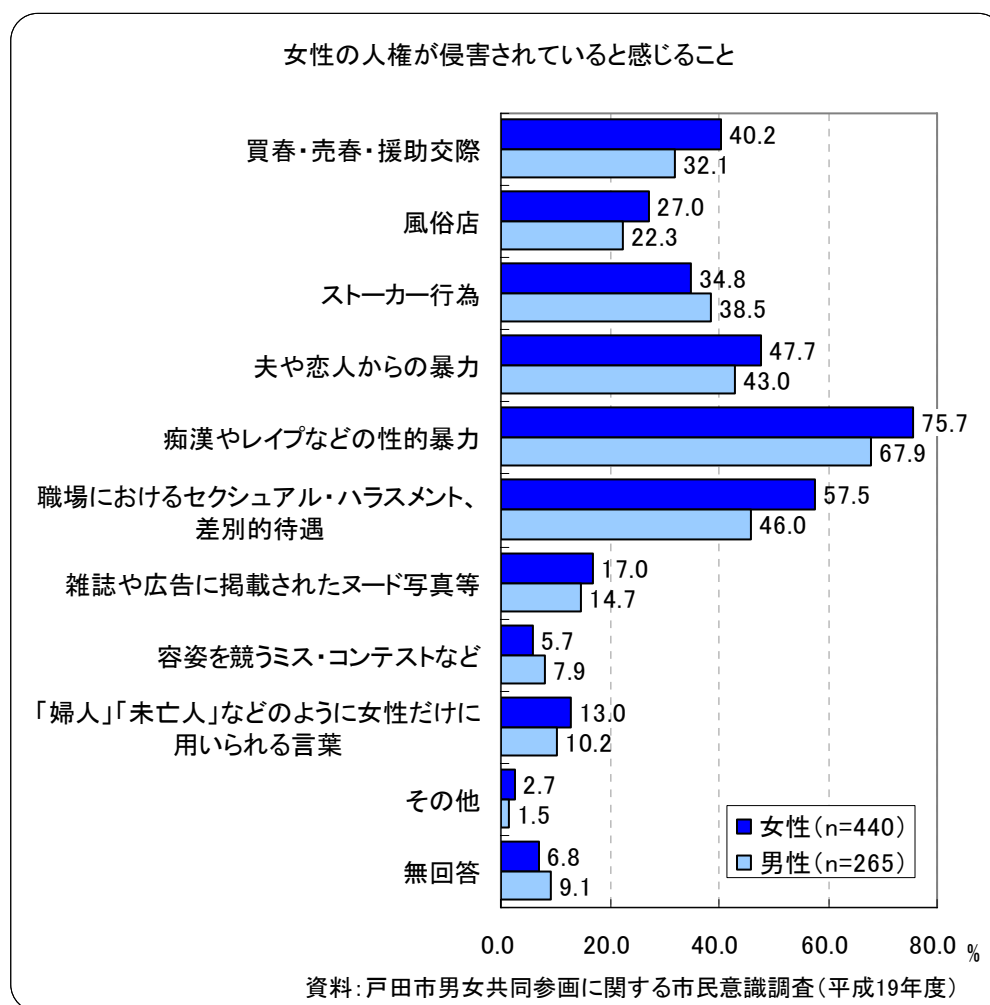
## 5 人権尊重に基づく性の理解と尊重

### =現状と課題=

女性も男性も互いの身体的機能を十分に理解し、人権を尊重しつつ、相手に対して思いやりを持って生きていくことは、男女のパートナーシップを深めていくためには重要なこととなっています。そのためには、男女の性の違いについて十分理解するとともに、お互いを尊重しあうことが非常に大切なこととなります。

メディアを通じて人権に対する意識や男女共同参画の重要性がより広く理解される可能性がある一方で、女性の身体的・性的側面だけを強調したり、暴力を肯定した表現などがメディアによってもたらされる危険性もあります。

このような環境の中で、人権尊重の視点から性に対する意識啓発と正しい性教育の充実を図るとともに、メディアから発信される情報をそのまま受け取るのではなく、自ら情報を読み解き、使いこなす能力の向上が求められています。



＝目標値＝

○ メディア・リテラシーに関する啓発を年に1回以上行います。

⇒ 0回 → 1回以上

＝具体的な取り組み＝

(11) 人権の視点から性を尊重する意識啓発と性教育の実施

男女が互いの性を理解・尊重し、対等な関係の下で妊娠・出産等について考えることができ、性に関する正しい知識を得るための情報や学習機会の提供に努めます。

No	施策の方向	施策の内容	担当課所	区分
17	性の尊重についての理解の促進	<p>人権尊重の立場から性の尊重に関する理解を深めるための周知・啓発を図ります。</p> <p>【具体的な事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○啓発紙の発行（既存の情報紙利用も含む）</li> <li>○性の商品化等性と人権に関する問題の啓発</li> <li>○性犯罪防止の啓発</li> <li>○赤ちゃんふれあい体験学習</li> <li>○学校における性教育の充実【再掲】</li> <li>○セクシュアル・ハラスメントに対する講座等による啓発</li> <li>○セクシュアル・ハラスメントに対する情報収集・提供</li> </ul>	<p>男女共同参画センター 健康推進室 指導課</p>	<p>拡充</p>

(12) ストーカー、児童虐待等に対する支援の充実

ストーカーや児童虐待等の防止に向けて、正しい知識の提供を行うとともに、関係機関の連携を強化します。

No	施策の方向	施策の内容	担当課所	区分
18	ストーカー・児童虐待防止の推進	<p>ストーカーや児童虐待を防止するため、啓発を行うとともに、関係機関との連携を強化します。</p> <p>【具体的な事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○啓発紙の発行（既存の情報紙利用も含む）【再掲】</li> <li>○講座等の開催</li> <li>○警察など関係機関との連携【新規】</li> <li>○家庭児童相談室（こども家庭相談センター）の運営【再掲】</li> <li>○学校における性教育の充実【再掲】</li> </ul>	<p>男女共同参画センター こども家庭課 指導課</p>	<p>拡充</p>

### (13) メディアにおける人権の尊重

市の発行物等において、男女共同参画の視点に立った表現が使用されるよう、チェック体制の整備を行うとともに、市民がメディアに対して敏感な視点をもてるよう、メディア・リテラシーに関する啓発を行います。

No	施策の方向	施策の内容	担当課所	区分
19	市の発行物等における表現の留意	市が発行する発行物等においても、男女共同参画の視点に立った表現を行います。 【具体的な事業】 ○表現ガイドラインの作成【新規】 ○市の広報・出版物等の表現の見直し【新規】	男女共同参画センター	新規
20	メディアを正しく読み取る力の養成	市民がメディアに対して主体的な判断ができるよう、学校をはじめ生涯学習の場においてメディア・リテラシーに関する啓発を行うとともに、学習機会を提供します。 【具体的な事業】 ○メディア・リテラシーに関する啓発【新規】 ○学校におけるメディア・リテラシーの取り組み【新規】	男女共同参画センター 指導課	新規

#### 市民一人ひとりの取り組みは……

- テレビや雑誌などメディアの表現で、過剰な性表現はないか、女性の身体が興味本位で取り上げられていないか、まわりの人と話し合ってみましょう。

## 6 相談体制の充実

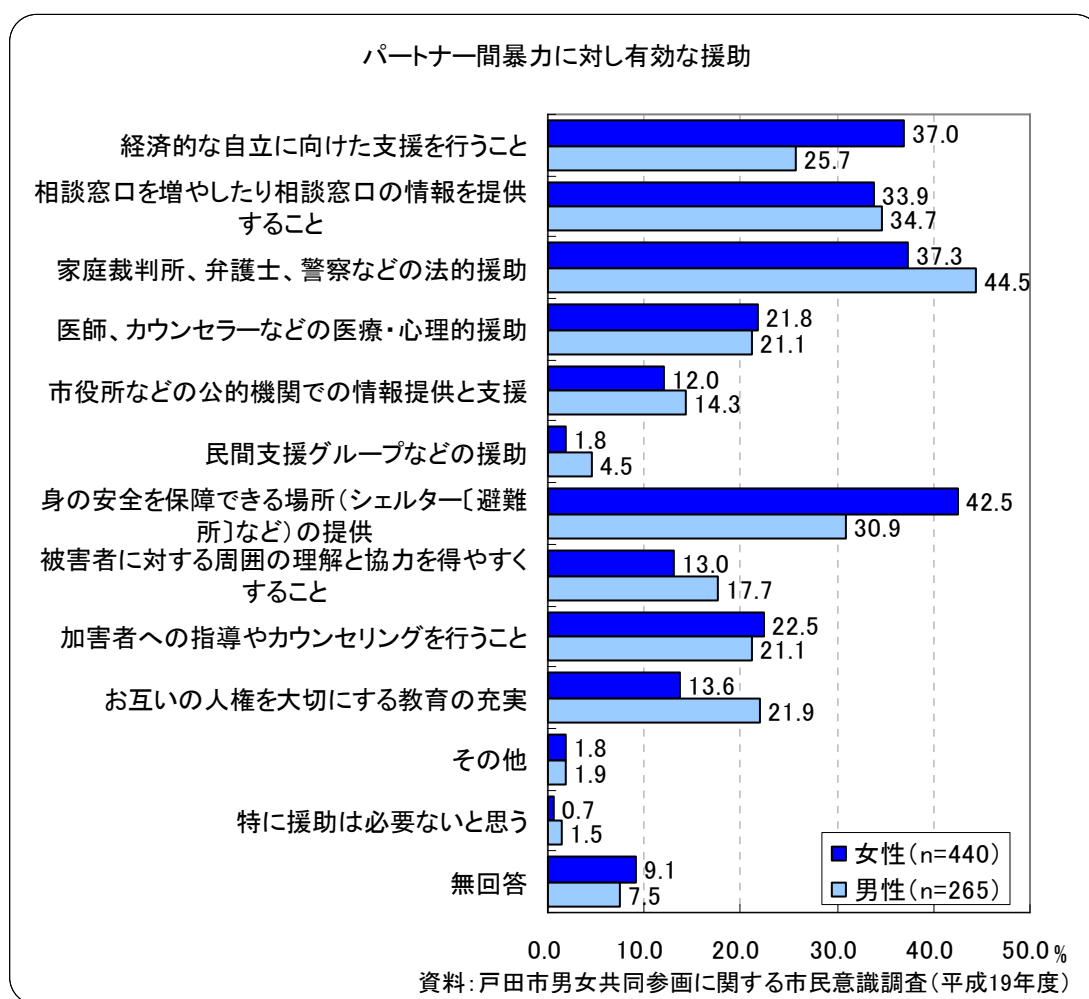
### ＝現状と課題＝

子育てや介護、就労、人権など男女共同参画に関する問題は多岐に渡ります。その中でもDVやセクシュアル・ハラスメントなどの被害を受けている人や家庭内の問題については、世間体などのため、相談することに消極的になることが考えられます。

市民意識調査では、「男女共同参画センター『ビリーブ』」が力を入れるべき施策については「相談事業」が最も多く求められており、パートナー間の暴力に対し有効な援助でも、「相談窓口を増やしたり相談窓口の情報を提供すること」が全体の34.1%となっています。

特に、DVに関しては、市の相談機関だけでは解決できない問題も多く、相談内容に応じて迅速に他の適切な相談窓口につなげられるよう、関係機関等とのネットワークを構築することが重要となります。

このことより、まずは市の各種相談窓口の周知・啓発を図り、気軽に相談できる体制・環境をつくるとともに、国・県・その他関係機関の相談窓口とも連携を図ることが重要です。



＝目標値＝

○ DV相談・悩みごと相談を知っている人の割合を増やします。

**悩みごと相談認知度 ⇒ 22.2% → 50.0%**

＝具体的な取り組み＝

(14) 相談窓口の充実・利用促進

重点課題2

市民が抱えている男女共同参画に関わるさまざまな問題を解決するため、市の相談窓口の周知を図り、気軽に利用できる環境づくりを行います。

No	施策の方向	施策の内容	担当課所	区分
21	相談窓口の充実・利用促進	市民が日頃抱えている問題を解決するため、相談事業に対する周知を図り、利用を促進します。 【具体的な事業】 ○悩みごと相談の開設 ○DV相談窓口の開設及び周知【再掲】 ○家庭児童相談室（こども家庭相談センター）の運営【再掲】 ○各種相談窓口の周知【新規】	男女共同参画センター こども家庭課 関係各課	拡充

(15) 各相談窓口との連携

重点課題2

各相談窓口においても男女共同参画の視点に立って相談に応じるとともに、窓口間の連携を図り、あらゆる問題に対して一体的に取り組んでいきます。

No	施策の方向	施策の内容	担当課所	区分
22	各種相談窓口、関係機関との連携体制の充実	市民のさまざまな問題について適切な相談を行うため、各種相談窓口との連携を図ります。 【具体的な事業】 ○各種相談窓口、関係機関との連携 ○国・県・その他関係機関との連携	男女共同参画センター 関係各課	拡充

市民一人ひとりの取り組みは……

■暴力を受けた時には一人で悩まず、相談窓口にご相談をしましょう。

## 目標Ⅲ 豊かな暮らしを育む環境づくり

### 7 子育て支援の拡充

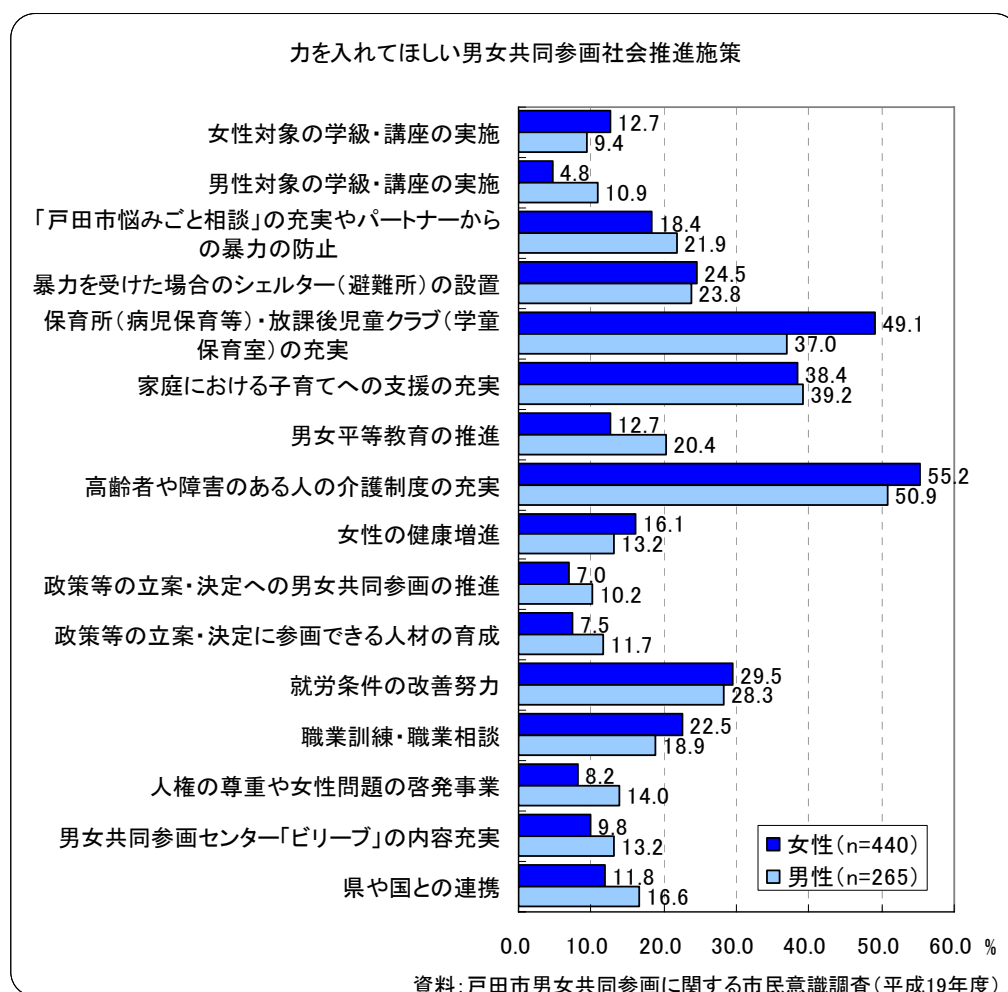
#### ＝現状と課題＝

全国的な傾向として少子高齢化が進行する中で、男女が仕事と家庭生活を両立させるためには、その基礎となる家庭において男女がともに協力し、支えあいながら、子育てを担っていくことが重要です。

しかし、近年では、核家族化の進行、都市化の進展等により人間関係の希薄化が進むなど、家庭・地域における子育て支援機能の低下が問題となっており、各種保育サービスの充実や地域における子育て支援など、社会的な子育て支援の必要性が高まっています。

本市では様々な子育て支援サービスを提供していますが、市に力を入れてほしい男女共同参画に関する施策については、子育てに関する項目が2番目、3番目に多くなっており、サービスを必要としている方に適切に提供されていないといった可能性も考えられます。

今後は、現在の事業を引き続き実施するとともに、各事業の周知を図る必要があります。



=目標値=

○ 子育て交流会の参加人数を増やします。

⇒ 14,979人 → 17,000人

=具体的な取り組み=

(16) 子育て支援サービスの推進

重点課題1

男女がともに子育てを担えるよう、多様なニーズに応じた保育サービスを拡充し、子育て支援体制の充実を図ります。

No	施策の方向	施策の内容	担当課所	区分
23	各種保育サービスの充実	多様化する子育てに対するニーズに対応するため、さまざまな子育て支援サービスを提供します。 <b>【具体的な事業】</b> ○各種保育事業の充実 ○子育て支援センター事業 ○学童保育室の運営 ○子どもの一時預かり事業	こども家庭課 保育幼稚園課 児童青少年課	拡充

(17) 地域における子育て環境の整備

重点課題1

ファミリー・サポート・センター等の活動をはじめ、各事業において、子育て支援ネットワークの充実を図り、地域における子育て環境の整備を行います。

No	施策の方向	施策の内容	担当課所	区分
24	地域で支える子育て環境の整備	地域においても子育てを支えるため、関係機関と連携し、地域における子育て支援を充実します。 <b>【具体的な事業】</b> ○子育て支援に関する講演会・講座の開催 ○学級・講座への託児室の設置【再掲】 ○産前産後支援ヘルプサービス事業の実施 <b>【新規】</b> ○ファミリー・サポート・センター事業の実施 ○子育て交流会の実施	男女共同参画センター 生涯学習課 公民館 こども家庭課 保育幼稚園課 児童青少年課	拡充



## (18) ひとり親家庭の生活安定と自立支援

本市においてもひとり親家庭が増加していることもあり、ひとり親家庭に対する支援を充実します。また、現在は母子家庭へのサービスが中心となっているため、父子家庭へのサービスの提供を検討します。

No	施策の方向	施策の内容	担当課所	区分
25	ひとり親家庭への支援の充実	ひとり親家庭の生活の安定と子どもの健全な育成を図るため、ひとり親に対する各種事業の実施、各種手当等を支給します。 <b>【具体的な事業】</b> ○母子生活支援施設の充実 ○経済的支援・相談体制の充実 ○母子家庭等日常生活支援事業の実施【新規】 ○母子家庭自立支援教育訓練給付金の支給【新規】 ○母子家庭高等技能訓練促進費の支給【新規】	こども家庭課	拡充

### 市民一人ひとりの取り組みは……

- 子育ての楽しさを実感するためにも、たくさんの仲間と交流をしましょう。
- 地域みんなで子育てをする家庭を応援しましょう。
- 子育てに悩んだ時は一人で悩まず相談窓口にご相談をしましょう。
- 家庭の中で共同して子育てしましょう。

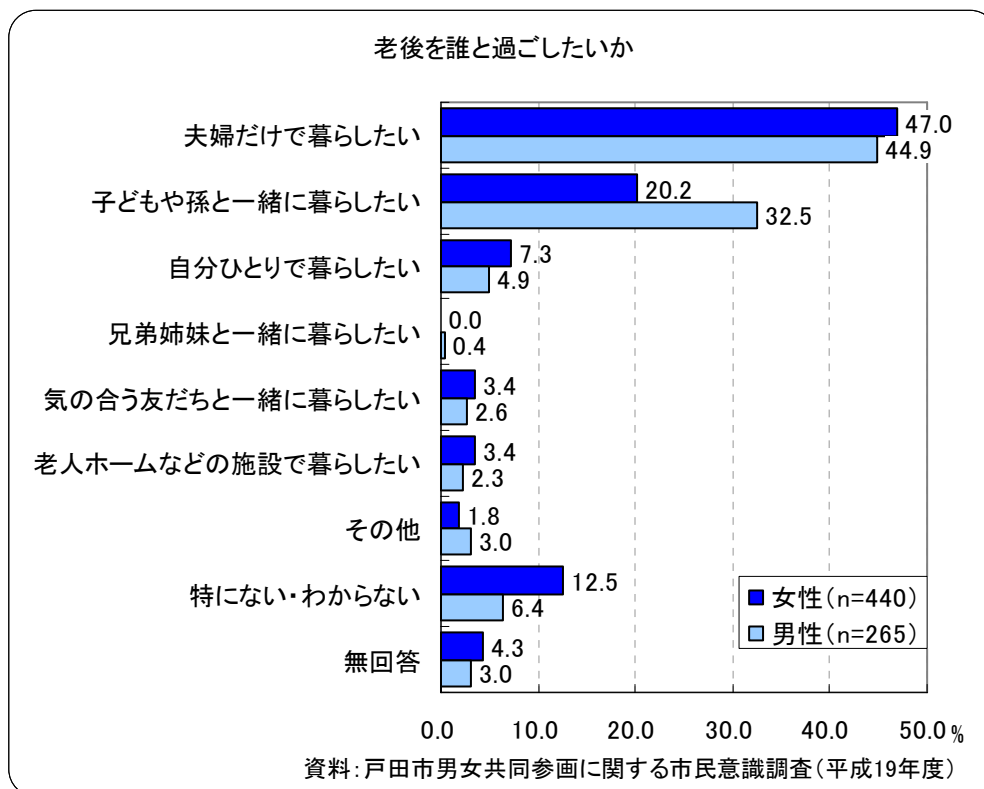
## 8 高齢者・障害者の自立支援と介護の社会的支援の充実

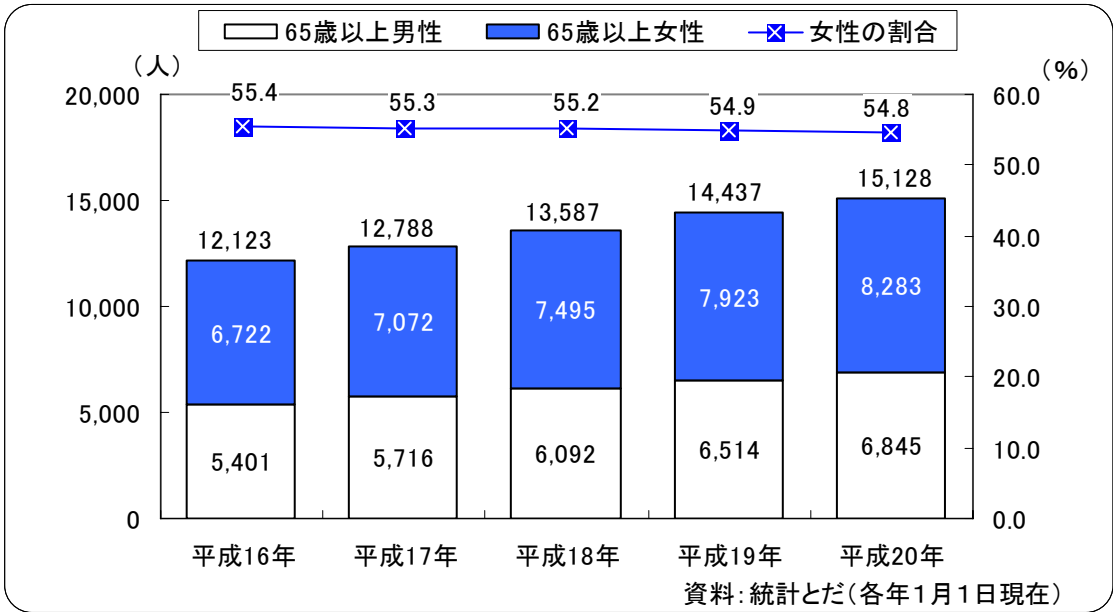
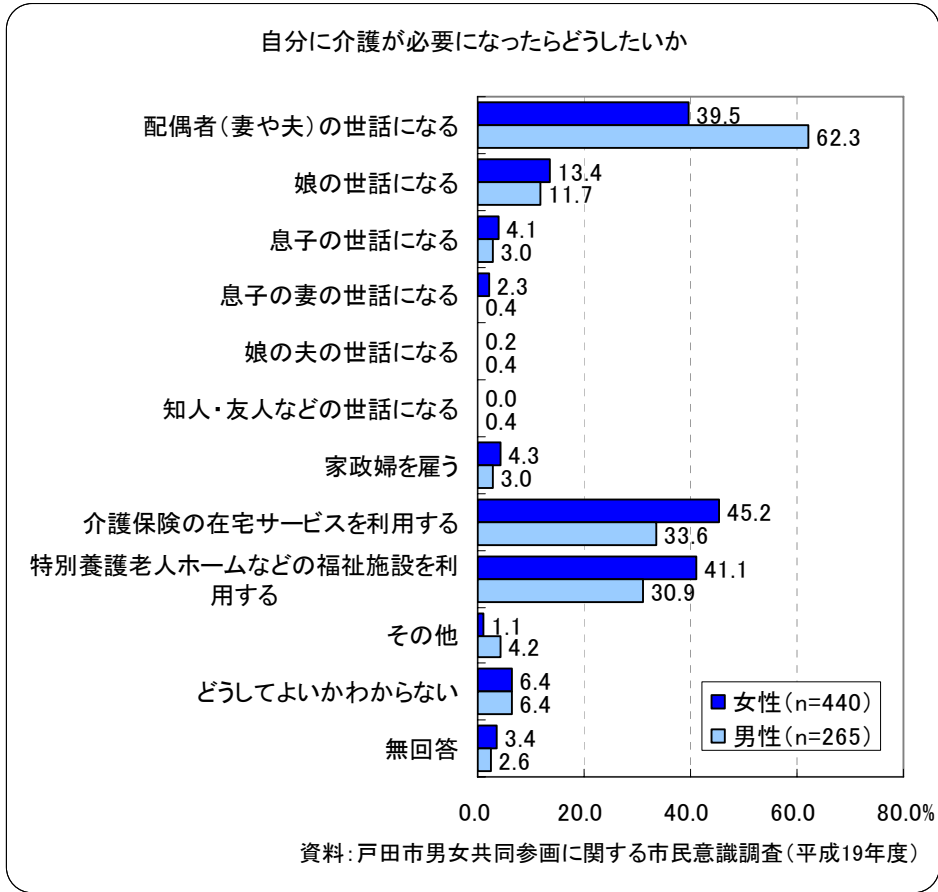
### ＝現状と課題＝

高齢期において、健康で生きがいを持って暮らしていくためには、長年の知識・経験を生かした就労支援や、長くなった生涯をより豊かなものにするための学習機会の充実等を図っていくことが重要です。

また、介護の負担については、市民意識調査でも、老後の同居者の希望として、「夫婦だけで暮らしたい」が最も多く、さらに将来自分に介護が必要になった場合の希望として、男性は「配偶者」、女性は「介護保険の在宅サービスを利用する」が最も多くなっています。本市の65歳以上の人口の男女の構成比をみると、女性が半数を超えており、高齢期においても家庭内の女性に介護が偏ることが考えられます。

高齢者福祉や障害者福祉については、各分野の事業として進められていますが、こうした現状を男女共同参画の視点で考えたとき、介護への男性の参加、高齢者や障害者の社会参画機会の拡大による生きがいづくり等の充実が必要であると考えられます。





＝目標値＝

○ 地域包括支援センターの相談窓口で相談した人数を増やします。

⇒ 2,538人 → 6,500人

○ シルバー人材センターの登録者数を増やします。

⇒ 362人 → 450人

＝具体的な取り組み＝

(19) 高齢者の自立支援と生きがづくり

高齢者が健康で充実した生活を送ることができるよう、自立支援に対するサービスや生きがづくりに向けた各種の施策を推進し、介護者の負担の軽減を図ります。

No	施策の方向	施策の内容	担当課所	区分
26	高齢者の自立支援に対するサービスの充実	<p>高齢者が地域で自立して生活できるよう、各種サービスの充実を図ります。</p> <p>【具体的な事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○在宅介護支援センター事業の実施</li> <li>○高齢者相談介護予防・生活支援事業の実施</li> <li>○各種診療事業の実施</li> <li>○訪問看護ステーション事業の実施</li> <li>○地域包括支援センターの事業の実施</li> <li>○在宅福祉・施設利用サービスの充実</li> <li>○年金情報の提供</li> </ul>	<p>長寿福祉課 軽費老人ホーム 介護老人保健施設 健康推進室 診療室 保険年金課</p>	拡充
27	高齢者の生きがづくりの充実	<p>高齢者が地域で健康にいきいきと生活するため、生きがづくりなど社会参画を促進します。</p> <p>【具体的な事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○シルバー人材センター運営事業の実施</li> <li>○老人クラブ活動事業の実施</li> <li>○高齢者の生きがづくり支援事業の実施</li> <li>○老人いこいの室の運営事業の実施</li> <li>○高齢者を対象にした講座等の開催</li> </ul>	<p>長寿福祉課 軽費老人ホーム 福祉センター 公民館</p>	拡充

## (20) 障害者の自立支援と生きがいづくり

障害者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、各種福祉サービス等の充実を図り、介助者の負担の軽減を図ります。

No	施策の方向	施策の内容	担当課所	区分
28	障害者の自立支援に対するサービスの充実	障害者が地域で自立して生活できるよう、各種サービスの充実を図ります。 【具体的な事業】 ○在宅福祉・施設利用サービスの充実 ○障害者相談体制の整備 ○障害児放課後児童クラブ助成事業の実施	障害福祉課	拡充
29	障害者の生きがいづくりの充実	障害者が住み慣れた地域でいきいきと生活するため、社会参画活動への参加を促進します。 【具体的な事業】 ○障害者団体等の活動支援 ○障害者を対象にした講座等の開催	障害福祉課 心身障害者福祉センター	拡充

### 市民一人ひとりの取り組みは……

- 誰もが自分の問題として受け止めましょう。困っている人がいたら、声をかけてあげてください。
- 一人ひとりが身近にできることから取り組み、ボランティアの輪を広げましょう。

## 9 生涯を通じた健康づくり

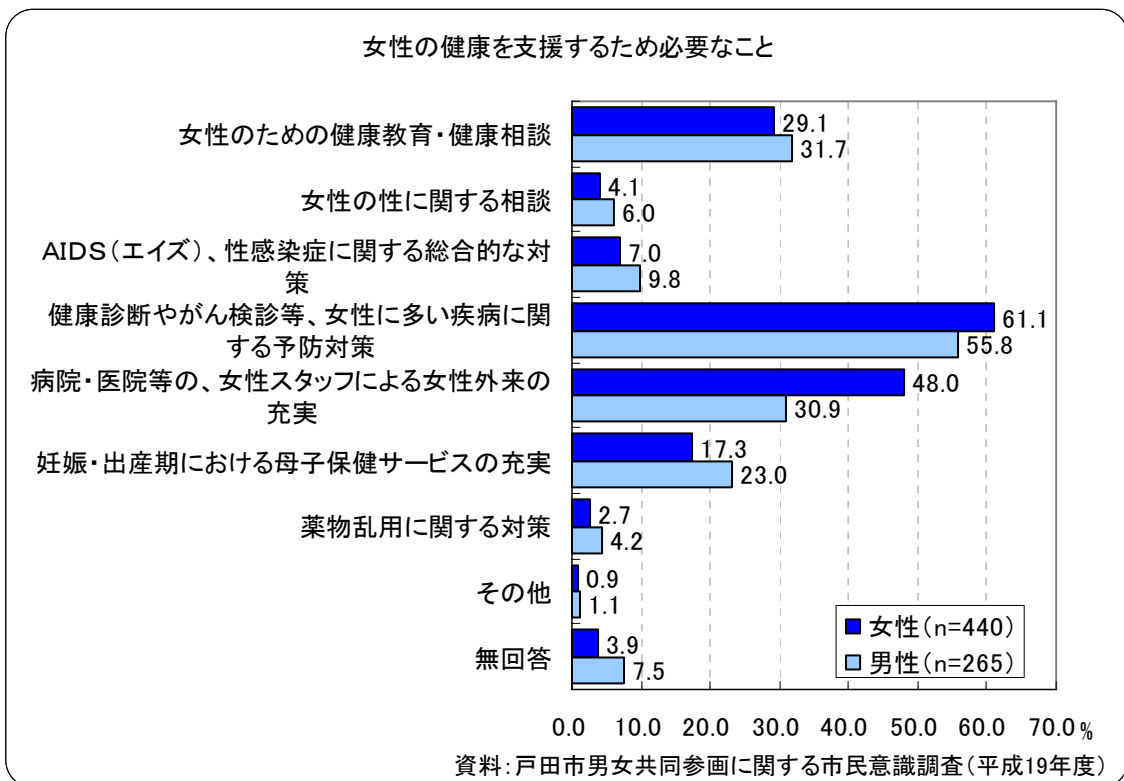
### =現状と課題=

男女がお互いの身体の違いを十分に理解し、相手に対して思いやりを持つことは、人権の尊重につながります。そのため、心身の健康について正確な知識と情報を入手し、男女がともに生涯を通じて健康に過ごすことができるよう、健康の保持増進に取り組んでいく必要があります。特に女性は、妊娠や出産等、各年代において男性とは異なる健康上の問題に直面することがあることから、こうした問題について互いに十分に理解することが重要です。

市民意識調査では、女性の健康を支援するために必要なことでは、「健康診断やがん検診等、女性に多い疾病に関する予防対策」が最も求められています。

本市においても健康診断や各種がん検診を実施しており、市民の健康づくりを支援しています。

今後も、性別に関係なくすべての人が健康に暮らしていけるよう、生涯を通じた健康づくりを支援するための総合的な対策を進める必要があります。



＝目標値＝

○ 女性の健康診断・検診の受診率を増やします。

⇒ 69.8% → 80%以上

○ 市民が健康だと思ふ人の割合を増やします。

⇒ 81.9% → 85%以上

＝具体的な取り組み＝

(21) 女性の健康管理の充実

母子保健指導等の実施により、生涯を通じた女性の健康支援に取り組みます。

また、性に関する正しい知識の普及・啓発を進めます。

No	施策の方向	施策の内容	担当課所	区分
30	ライフステージに応じた母子保健事業等の推進	<p>母親の健康の維持と子どもの健やかな成長を推進するため、各ライフステージに応じた母子保健事業等を充実します。</p> <p>【具体的な事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○妊婦健康診査等の支援</li> <li>○母子健康手帳の交付</li> <li>○出産準備教育事業の開催</li> <li>○妊婦歯科事業の実施</li> <li>○助産施設入所事業の実施</li> <li>○産婦・新生児訪問の実施</li> <li>○母親学級の開催</li> <li>○離乳食学級の開催</li> <li>○各種相談体制の充実</li> <li>○乳幼児健康診査等の実施</li> </ul>	健康推進室 こども家庭課	拡充
31	性の尊重についての理解の促進	<p>リプロダクティブ・ヘルス/ライツなど、性の尊重に関する理解を深めるために情報提供を行います。</p> <p>【具体的な事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する情報提供</li> </ul>	男女共同参画センター	拡充

## (22) 男女ともにライフサイクルに沿った健康づくり

男女がいきいきと自立して生活するために、健康に関する学習機会や情報を提供するとともに健康増進事業を実施し、生涯を通じた心身の健康づくりを促進します。

No	施策の方向	施策の内容	担当課所	区分
32	健康づくりのための各種事業の充実	男女がともに生涯にわたって心身ともに健康に生活できるよう、各種健康増進事業を実施します。 【具体的な事業】 ○各種がん検診、健康診査等の実施 ○歯科健診の実施 ○健康手帳の配布 ○各種健康相談の実施	健康推進室	拡充
33	健康に関する教育・啓発の充実	生涯にわたって健康に暮らせるよう、健康づくりに関する学習機会の提供を行うとともに、啓発活動を行います。 【具体的な事業】 ○性感染症・H I V感染予防のための啓発 ○生活習慣病予防教育、骨粗しょう症予防教育等の充実 ○依頼健康教育の実施 ○健康フェスティバルの開催	男女共同参画センター 健康推進室	拡充

### 市民一人ひとりの取り組みは……

- 自分や家族の健康について関心をもちましょう。
- 年に1度は検診（健診）を受けましょう。



## 目標Ⅳ 男女ともに働きやすい職場づくり

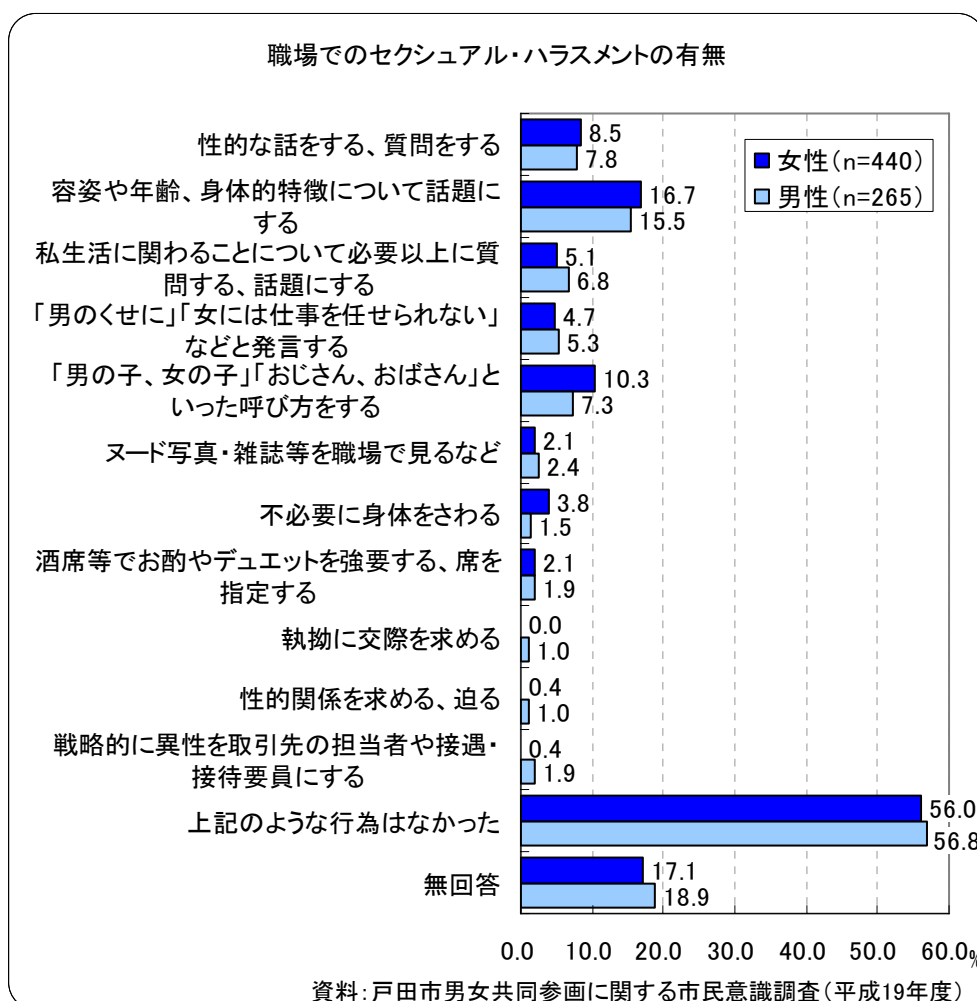
### 10 働く場における男女平等の推進

#### =現状と課題=

職場においては、男女の均等な機会と待遇の確保が図られ、一人ひとりの意欲と能力を生かせる環境づくりを進めることが重要です。

「男女雇用機会均等法」や「育児・介護休業法」等の施行に伴い、男女ともに働き続ける条件整備は進んでいますが、現実には賃金や昇進・昇格、就業形態など、職場における機会や待遇には依然として男女の差があることから、男女平等の待遇への整備を進めていく必要があります。

平成19年（2007年）の男女雇用機会均等法の改正により、セクシュアル・ハラスメントについて雇用管理上必要な措置を講ずることが、配慮から措置へと強化されています。セクシュアル・ハラスメントに関する認識が個人によっても違うことから、セクシュアル・ハラスメントの防止について、正しい理解を促していく必要があります。



＝目標値＝

○ 男女雇用機会均等法の内容まで知っている人の割合を増やします。

⇒ 21.2% → 50.0%

＝具体的な取り組み＝

(23) 雇用の場における男女共同参画の推進

男女雇用機会均等法などに基づき雇用機会や待遇が確保されるよう、商工会等と連携し、事業主等へ働きかけます。

No	施策の方向	施策の内容	担当課所	区分
34	男女の雇用均等に向けた啓発等の充実	男女がともに均等な雇用機会を確保できるよう、関係機関と連携を図り、男女雇用機会均等法の普及・啓発を図ります。 【具体的な事業】 ○男女雇用機会均等法の普及・啓発 ○商工会等との連携による啓発 ○ポジティブ・アクション（積極的格差是正措置）の推進 ○講座・研修会等の開催	男女共同参画センター 経済振興課	拡充

(24) セクシュアル・ハラスメントに対する取り組みの充実

職場におけるセクシュアル・ハラスメント防止に関する取り組みを強化するため、セクシュアル・ハラスメントに関する講座等を開催し、事業所が積極的に取り組むよう働きかけます。

No	施策の方向	施策の内容	担当課所	区分
35	セクシュアル・ハラスメント防止に向けた周知・啓発	セクシュアル・ハラスメントに関する講座等を開催し、セクシュアル・ハラスメント防止に向けた啓発活動を行います。 【具体的な事業】 ○セクシュアル・ハラスメントに関する講座等による啓発【再掲】 ○セクシュアル・ハラスメントに関する情報収集・提供【再掲】	男女共同参画センター	拡充

## (25) 自営業等における男女共同参画の推進

自営業に携わる男女がともに快適に働くことができるよう、適切な労働時間や休日の確保等、就労環境の改善に向けた啓発活動や男女共同参画の推進に向けた支援を行います。

No	施策の方向	施策の内容	担当課所	区分
36	自営業等における男女共同参画の推進	自営業の分野において、女性の参画を積極的に促進し、男女共同参画を推進します。 【具体的な事業】 ○男女雇用機会均等法の普及・啓発【再掲】 ○商工会等との連携による啓発【再掲】 ○中小企業等支援事業の充実	男女共同参画センター 経済振興課	拡充

### 市民一人ひとりの取り組みは……

- 職場内でだれもが対等に話し合える場をつくりましょう。
- 一人ひとりの特性を活かし、協力し合える職場をつくりましょう。

## 11 就業環境の整備

### =現状と課題=

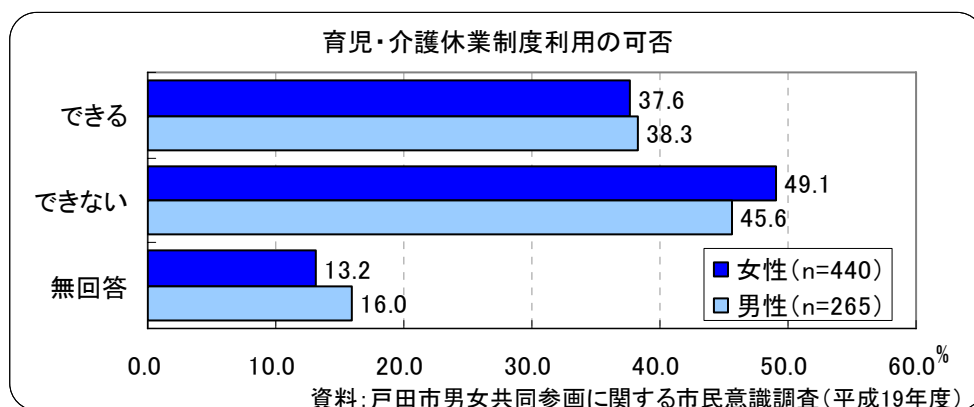
就労は人々の生活の経済的基盤を形成するものであり、その環境整備は男女共同参画の実現にとって極めて重要となります。

女性が職場で母性を尊重され、働きながら安心して子どもを産むことができる環境を整備することも重要な課題となっています。「育児・介護休業法」の改正法が平成 17 年（2005 年）に施行され、法制度の整備は図られてきましたが、普及まで至っていない現状がうかがえます。

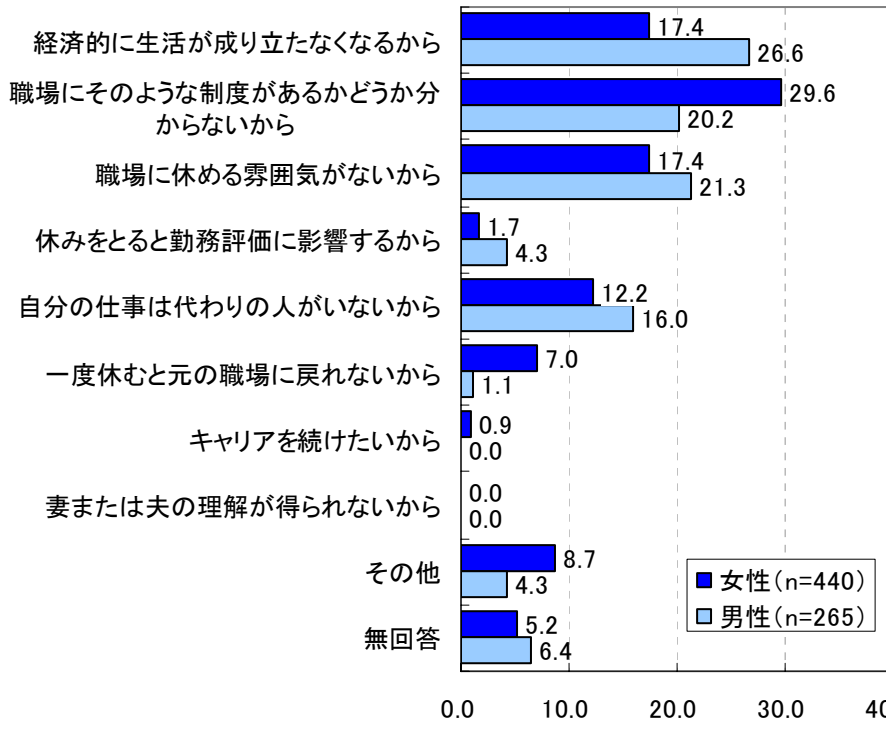
このことから、制度が必要になったときにきちんと使える環境を整備することが必要です。

また、家庭生活の優先度では、男女ともに「仕事や自分の活動と家庭生活を同時に重視」したいと希望する回答が最も多くなっていますが、現実では、その様な生活を送れている割合は低く、理想と現実には差があることがわかります。

家庭・仕事・地域のバランスが取れた生活は、仕事を中心にした生活よりもさらに心豊かになると考えられます。そのため、家庭生活との両立ができる職場環境づくりに努める必要があります。

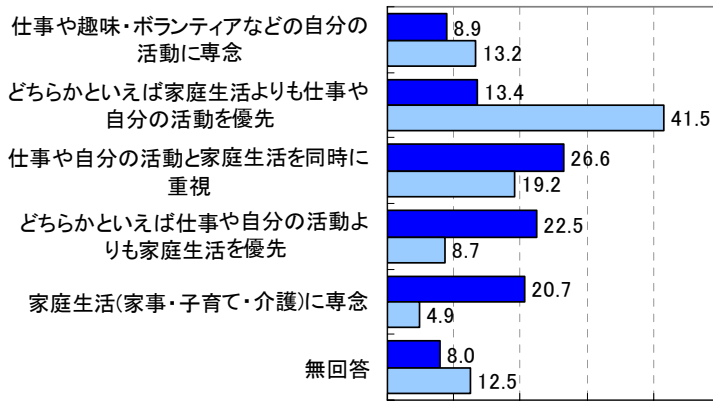


育児・介護休業制度を利用できない理由

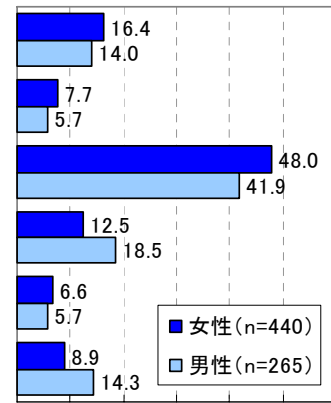


資料：戸田市男女共同参画に関する市民意識調査(平成19年度)

家庭生活の優先度(現実)



家庭生活の優先度(希望)



資料：戸田市男女共同参画に関する市民意識調査(平成19年度)

## =目標値=

○ 育児・介護休業法の内容まで知っている人の割合を増やします。

⇒ 17.8% → 50.0%

○ ワーク・ライフ・バランスの内容まで知っている人の割合を増やします。

⇒ 3.4% → 50.0%

## =具体的な取り組み=

### (26) パートタイム・派遣労働者等の労働条件向上のための環境整備

パートタイム・派遣労働者等の就業条件の改善に向け、事業主等に対して啓発活動を行います。

No	施策の方向	施策の内容	担当課所	区分
37	就業環境・労働条件の整備の促進	パートタイム・派遣労働者等の労働条件向上のため、パートタイム労働法等の周知徹底を図り、雇用環境の改善に向けた啓発活動を行います。 【具体的な事業】 ○パートタイム・派遣労働者等の雇用管理の改善の啓発【新規】	男女共同参画センター	新規

### (27) 家庭生活との両立をめざす職場づくり

重点課題1

男女がともに仕事と家庭生活のバランスをとれるよう、各種制度や多様な就労形態の普及を企業に働きかけます。

No	施策の方向	施策の内容	担当課所	区分
38	仕事と家庭生活が両立できる職場づくりの促進	職場において、ワーク・ライフ・バランスが推進されるよう、仕事と家庭生活が両立しやすい職場づくりを企業に働きかけます。 【具体的な事業】 ○育児・介護休業法の普及・啓発 ○家庭生活との両立をめざす職場づくりの啓発 ○ワーク・ライフ・バランスの周知 ○労働時間短縮に向けての啓発 ○多様な就労形態の普及・啓発	男女共同参画センター こども家庭課 経済振興課	拡充

### 市民一人ひとりの取り組みは……

- 仕事と家庭の両立が可能で、男女ともに働きやすい職場について職場内で話し合いをもちましよう。
- 育児・介護休業法について関心をもちましよう。

## 12 職業能力の開発と就業機会の拡大

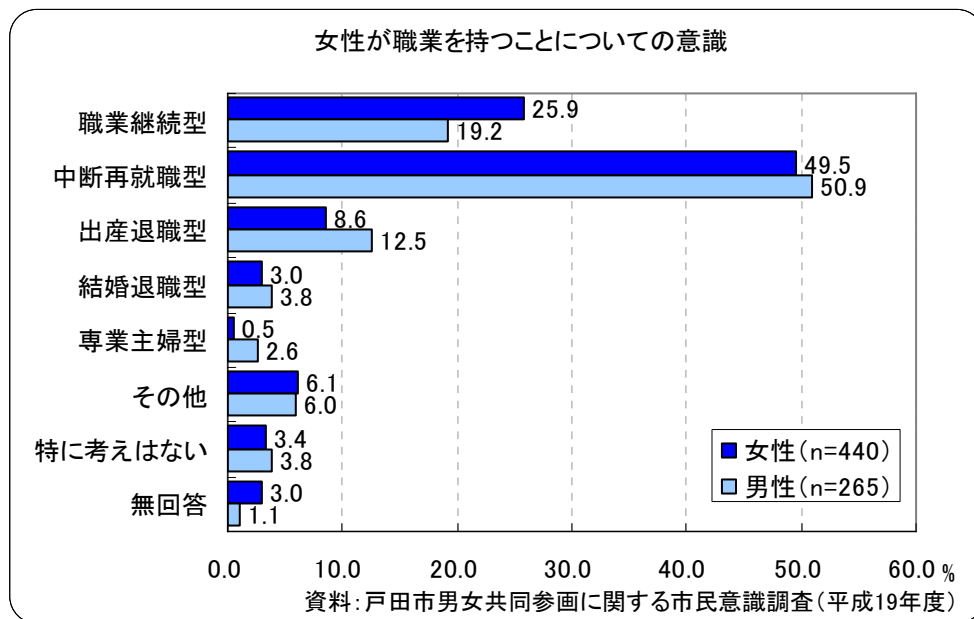
### =現状と課題=

平成17年(2005年)12月において策定された国の「男女共同参画基本計画(第2次)」では、男女がともに個性と能力を発揮できる社会を実現するため、女性が政策・方針決定過程に参画し活躍することを目指す「上へのチャレンジ」、従来女性の参画が少なかった分野に新たな活躍の場を広げる「横へのチャレンジ」、子育てや介護等でいったん仕事を中断した女性の「再チャレンジ」の3つのチャレンジ支援の推進が掲げられています。

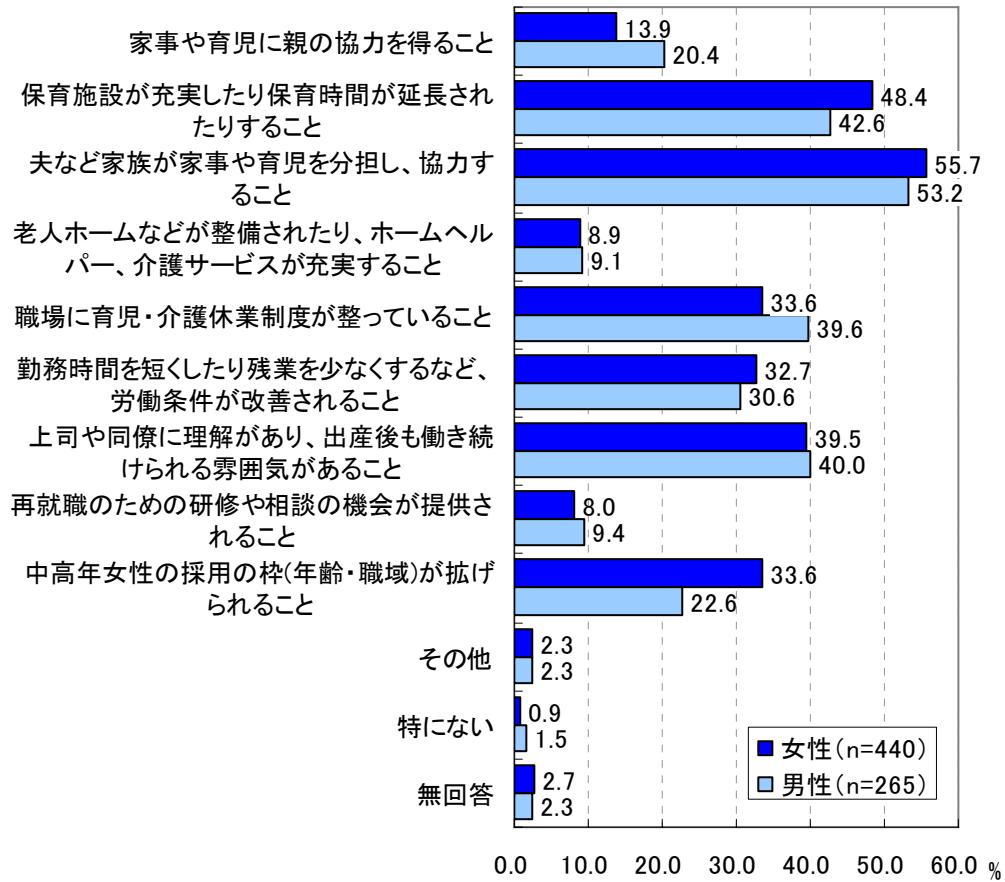
女性の意欲と能力を活かせる環境をつくることは、本人にとっても、企業や社会全体にとっても有益なことであると考えられます。

女性の社会進出が進んだといわれる今日でも、まだ女性の参画が不十分な分野も多くみられますが、女性の新しい発想や多様な能力を活かせるよう、様々な分野への女性のチャレンジを進めていく必要があります。

また、市民意識調査から戸田市においては、再就職を望む割合が高くなっていますが、職業を継続するための条件を求める回答も多いことから、再就職支援を充実させるとともに、職業継続のための支援が必要となっています。



女性の労働継続や再就職に必要な条件



資料：戸田市男女共同参画に関する市民意識調査(平成19年度)

=目標値=

○ 再就職に関する支援講座を毎年開催します。

⇒ 1講座 → 1講座以上



## ＝具体的な取り組み＝

### (28) 職業能力開発のための支援

技術や職業能力の開発、情報や学習機会の提供などを通じ、就職や再就職等を希望する市民に対して、職業能力開発のための支援を行います。

No	施策の方向	施策の内容	担当課所	区分
39	職業能力開発のための支援の充実	職業能力開発支援講座等を開催し、就職や再就職等を希望する市民に対して職業能力開発のための支援を行います。 <b>【具体的な事業】</b> ○国・県・ハローワーク等との連携による情報収集・提供 ○職業能力開発支援講座の開催 ○就労支援・再就職のための講座の開催	男女共同参画センター 経済振興課	拡充

### (29) 女性の起業、再就職に関する情報の収集・提供

女性の意欲と能力を生かすため、出産・子育て等のために離職した女性の再就職支援を行うとともに、起業等の新たな分野に挑戦する女性の支援を行います。

No	施策の方向	施策の内容	担当課所	区分
40	女性の起業・再就職に関する支援の充実	起業や再就職を希望する女性に対して、各種情報提供を行うとともに、能力開発のための講座を開催します。 <b>【具体的な事業】</b> ○国・県・ハローワーク等との連携による情報収集・提供【再掲】 ○SOHO・起業等に関する情報収集・提供 ○就労支援・再就職等のための講座の開催【再掲】 ○地域職業相談事業の実施 ○起業支援センターの運営、事業の周知【新規】	男女共同参画センター 経済振興課	拡充

#### 市民一人ひとりの取り組みは……

- 自分のできること、特性は何かを常に考えてみましょう。
- 知識と可能性を広げ、いきいきとした自分を見つけましょう。
- 市で開催される講座等に積極的に参加しましょう。

## 目標Ⅴ あらゆる分野における男女共同参画の促進

### 13 政策・方針決定過程への女性の参画促進

---

#### ＝現状と課題＝

私たちの生活に関する物事の方針を決める場面で、様々な立場の人が意思を表明できることは、誰もが暮らしやすい社会をつくることにつながります。政策・方針決定の場への男女共同参画を進めることにより、より多くの人々の多様なニーズを反映した政策・方針をつくり出すことが可能となります。

そのため、今後も引き続き審議会等における女性の比率を高めるとともに、女性のいない審議会等への取り組みを全庁的に推進していく必要があります。

また、平成 15 年（2003 年）6 月に国の男女共同参画推進本部において「女性のチャレンジ支援策の推進」が決定され、あらゆる分野への女性の参画を拡大するための施策を推進しており、指導的地位に占める女性割合の増加が目指されています。

このような流れを踏まえ、今後も市のすべての施策に多様な価値観と発想が取り入れられるよう、政策・方針決定過程への女性の参画を拡大するとともに、女性の人材の育成・活用に努める必要があります。

#### ＝目 標 値＝

○ すべての審議会等に女性委員を選任し、女性委員の比率を増やします。

女性委員の選任 ⇒ 11 審議会等未選任 → 全審議会等選任  
女性委員比率 ⇒ 27.5% → 40.0%

○ 女性人材リストの登録者を増やします。

⇒ 142 人 → 250 人

## ＝具体的な取り組み＝

### (30) 審議会等における男女共同参画の促進

本市の政策・方針決定過程に更なる女性の参画が図られるよう、市の審議会等への女性の進出を積極的に推進します。

No	施策の方向	施策の内容	担当課所	区分
41	審議会等への女性の参画の促進	審議会等において、女性の参画がさらに図られるよう、女性委員の登用を積極的に推進します。 【具体的な事業】 ○審議会等委員の女性の参画促進 ○政策決定過程への女性の参画状況調査と結果の公表 ○審議会委員等の選出基準の見直しの検討	男女共同参画センター 関係各課	拡充

### (31) 人材の発掘と育成

本市の各種団体や活動等において、女性のエンパワーメントを図るため、学習機会を提供し、人材育成を推進するとともに、人材リストを拡充し積極的に活用します。

No	施策の方向	施策の内容	担当課所	区分
42	人材の育成の充実	各種団体等において、女性のリーダー等への登用を促進するため、人材育成を図ります。 【具体的な事業】 ○戸田市生涯学習人材バンク事業の実施	生涯学習課	拡充
43	女性の人材発掘と活用	現在ある人材リストを拡充し、新たな人材を発掘するとともに、積極的に活用します。 【具体的な事業】 ○女性人材リストの活用 ○女性人材リストへの登録	男女共同参画センター	拡充

#### 市民一人ひとりの取り組みは……

- 広報紙やホームページなどを利用し、市の行政情報に関心を持ちましょう。
- 市政への発言の場に積極的に参画し、意見を述べましょう。

## 14 家庭生活における男女共同参画

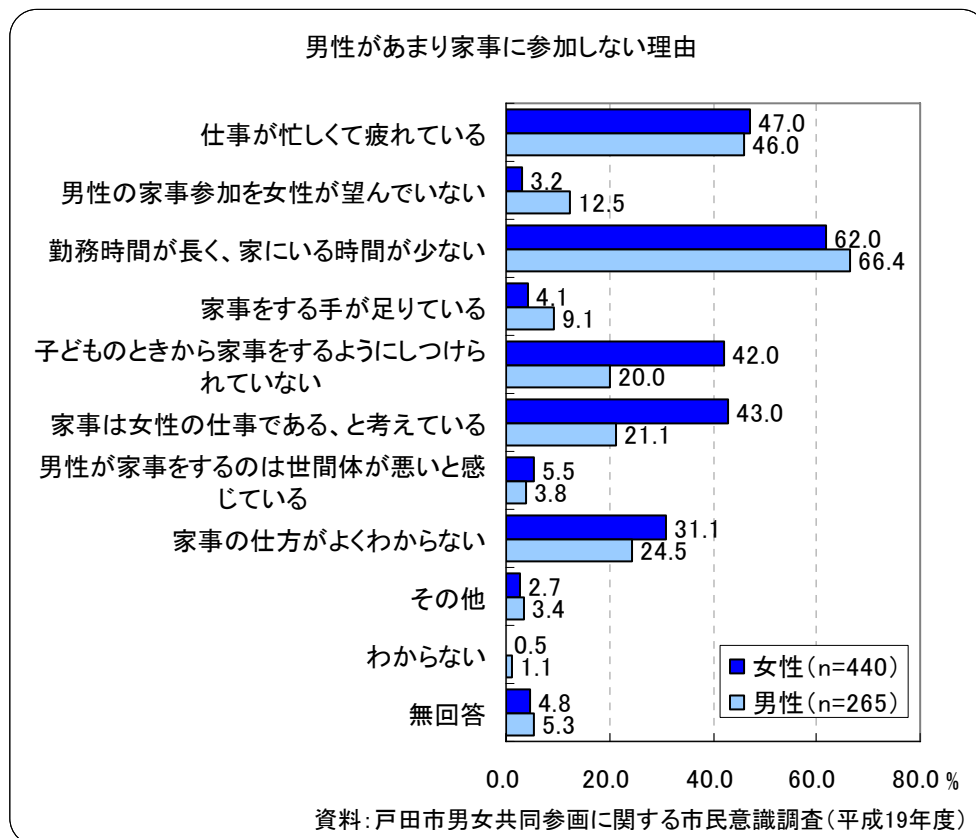
### ＝現状と課題＝

近年、女性の就業率は上昇しており、子どもを持つ女性が就労していることも多くなっています。しかし、依然として家事・育児・介護等は女性が行うものであるという固定的な役割分担意識が残っており、女性への負担が大きくなっている現状があります。

市民意識調査では、家事分担の状況は、「主に妻」が担っているとの回答がいずれの項目でも最も多く、女性の就労継続や再就職に必要な条件で、「夫など家族が家事や育児を分担し、協力すること」が5割を超え最も多くなっていることから、家庭生活における男女共同参画が必要不可欠であると考えられます。

また、男性があまり家事に参加しない理由では、「勤務時間が長く、家にいる時間が少ない」や「仕事が忙しく疲れている」などの仕事の問題と、「家事は女性の仕事である、と考えている」・「子どものときから家事をするようにしつけられていない」・「家事の仕方がわからない」など家庭の問題の両方が考えられます。

そのため、男女がともに協力して家庭生活が送れるよう、男性の家事・育児への参加促進を図っていく必要があります。



**=目標値=**

○ 男性の家事への参加時間を増やします。

**⇒ 38分 → 60分**

○ 家庭生活の優先度で現実として「仕事や自分の活動と家庭生活を同時に重視」している人の割合を増やします。

**⇒ 24.0% → 50.0%**

**=具体的な取り組み=**

**(32) 男性の家事・育児への参加促進**

**重点課題1**

男女がともに仕事と家庭生活のバランスを取り、生涯を通じて充実した生活を送ることができるよう、特に男性の家事・育児への参加を促進します。

No	施策の方向	施策の内容	担当課所	区分
44	男性の家事・育児への参加支援の充実	家庭生活における男女共同参画を促進するため、意識啓発や講座等を開催します。 <b>【具体的な事業】</b> ○男性の家事・育児への参加支援に関する情報収集・提供【新規】 ○男性の家事・育児への参加支援を促進する講座の開催 ○両親学級の開催	男女共同参画センター 健康推進室 公民館	拡充

**市民一人ひとりの取り組みは……**

- 家庭での家事等の分担について家族で話し合いをもちましょう。
- 市で開催される講座等に参加しましょう。

## 15 地域活動における男女共同参画

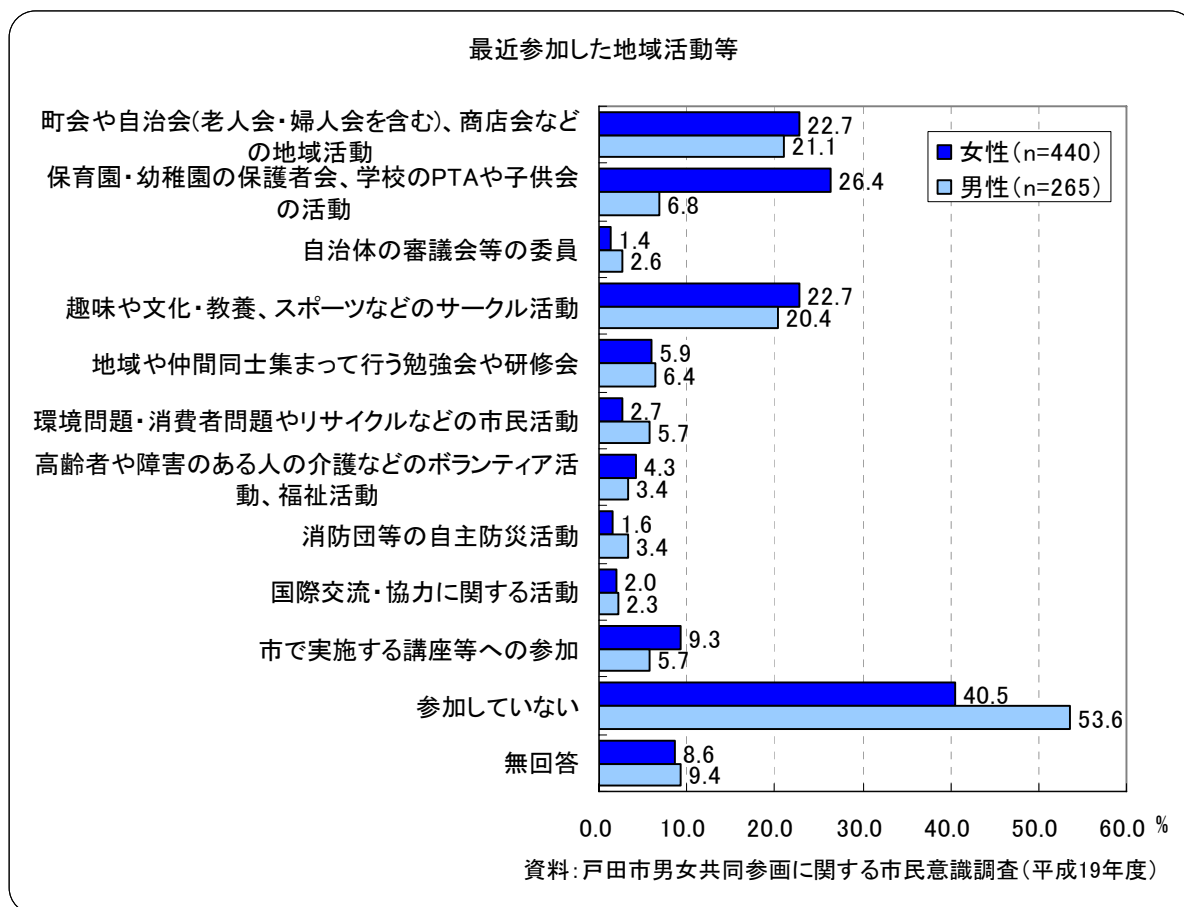
### ＝現状と課題＝

近年、核家族化や女性の社会進出などとあいまって、地域での支えあい、コミュニティづくりの必要性が高まっています。

地域活動においては、活動主体の多くは女性となっていますが、リーダーなどの役職には男性が付く傾向が見られます。また、子育て期等の男性は長時間労働の影響から地域社会とのつながりが希薄化する傾向がみられます。市民意識調査では、最近参加した地域活動では、「参加していない」が男女ともに最も多く、「保育園・幼稚園の保護者、学校のPTA や子ども会の活動」では女性と男性で 20%弱の差があり、男性の参加が著しく少ないとの意見が多く、子どもに関する活動は平日のため、主に女性が担っている状況がうかがえます。

そのため、このような地域活動において男女双方の参画を推進するためには、活動の開催日時等にも考慮する必要があります。

さらに、地域活動を活性化していくため、地域における女性のリーダーの育成を推進していく必要があります。



＝目標値＝

○ 地域活動に参加していない人の割合を減らします。

⇒ 45.2% → 25.0%

＝具体的な取り組み＝

(33) 地域・社会活動への参画促進と環境づくり

男女がともに地域とのつながりの中で心豊かな生活が送れるよう、地域活動に積極的に参画できる環境づくりを進めます。

No	施策の方向	施策の内容	担当課所	区分
45	ボランティア活動・自主活動への活動支援	さまざまなボランティアや自主活動等への参加を促進します。 【具体的な事業】 ○戸田市ボランティア・市民活動支援センター運営事業 ○戸田市ボランティア・市民活動センターホームページ事業 ○市民の自主活動・サークル活動への参加促進	男女共同参画センター コミュニティ推進課 公民館	拡充
46	各種団体への男女共同参画の促進	各種団体等における男女共同参画を促進します。 【具体的な事業】 ○地域・社会活動における男女共同参画推進の啓発	男女共同参画センター 公民館	拡充

(34) 女性リーダーの育成

さまざまな市民団体が男女共同参画の視点に立って活動を進め、リーダーとして活躍する女性の増加を図るよう、取り組みを進めます。

No	施策の方向	施策の内容	担当課所	区分
47	市民団体等のリーダーの育成への支援	市民団体・男女共同参画推進団体への支援において、女性リーダー育成のための講座等を行います。 【具体的な事業】 ○女性団体・男女共同参画推進団体への支援 ○女性リーダー育成のための講座開催	男女共同参画センター	拡充

(35) 新たな取り組みを必要とする分野における男女共同参画の推進

国の第2次計画で追加された防災・防犯分野、環境の分野においても男女共同参画の視点に立った取り組みを進めます。

No	施策の方向	施策の内容	担当課所	区分
48	防災の分野における男女共同参画の推進	防災・災害復興体制の分野において男女共同参画を推進するとともに、地域防災力を高めます。 <b>【具体的な事業】</b> ○自主防災組織への女性の参画促進【新規】 ○男女のニーズに対応した防災対策の推進【新規】	男女共同参画センター 危機管理防災課	新規
49	防犯の分野における男女共同参画の推進	防犯の分野における男女共同参画を推進し、地域における防犯体制の強化を促進します。 <b>【具体的な事業】</b> ○女性防犯組織に対する支援【新規】 ○自主防犯組織への女性の参画促進【新規】 ○出前講座・防犯情報の周知【新規】	男女共同参画センター 防犯くらし交通課	新規
50	環境の分野における男女共同参画の推進	環境の分野において地域の活性化に向けて男女共同参画を進めます。 <b>【具体的な事業】</b> ○環境に関する分野への女性の参画促進【新規】	男女共同参画センター 環境クリーン室	新規

**市民一人ひとりの取り組みは……**

- 地域を振り返り、積極的に地域活動等に参画しましょう。
- 地域活動等の実践者は、新たな人が参画しやすい雰囲気をつくり、積極的に受け入れましょう。
- 女性がリーダーとして活動できるように家庭内の協力体制をつくりましょう。



## 目標VI 推進体制の整備

### 16 庁内の男女平等の推進

#### =現状と課題=

男女共同参画を進める上で行政の果たす役割は大きく、すべての職員が男女共同参画社会の形成を目指すという共通認識をもつことが必要です。各行政施策を推進する職員一人ひとりが男女共同参画の必要性を認識し、率先して市民のモデルになっていくことが求められているため、職員への意識啓発を積極的に進めていく必要があります。

今後、市の施策を男女双方の視点から推進していくため、積極的改善措置（ポジティブ・アクション）を講じるなど、庁内における男女平等を推進していく必要があります。

#### =目標値=

- 役付職員に占める女性の割合を県内市町村平均まで高めます。

⇒ 20.2% → 35.0%

- 男性職員の育児休暇制度取得人数を増やします。

⇒ 1人 → 10人

#### =具体的な取り組み=

##### (36) 職員の男女共同参画の意識づくり

すべての職員が男女共同参画社会の形成をめざすという共通認識をもって職務に当たれるよう、男女共同参画に関する意識づくりを行います。

No	施策の方向	施策の内容	担当課所	区分
51	職員の男女共同参画の意識づくりの推進	市のすべての職員に対して、男女共同参画に関する研修等を行い、男女共同参画の意識づくりを推進します。 【具体的な事業】 ○ 庁内報（既存の情報誌等も含む）による啓発 ○ 職員男女共同参画研修会の実施 ○ 職員研修カリキュラムへの導入の検討 ○ 職場のセクシュアル・ハラスメントの防止	男女共同参画センター 人事課 関係各課	拡充

### (37) 女性職員の登用促進と職域拡大

本市における男女共同参画を推進する際の手本となるよう、市役所における女性の積極的な登用等を進めます。

No	施策の方向	施策の内容	担当課所	区分
52	女性職員の管理職等への登用促進と職域の拡大	女性職員を庁内のあらゆる部署において登用するなど、女性職員の意欲と能力を活かすことができる環境づくりを推進します。 【具体的な事業】 ○女性職員の管理職等への登用の促進 ○女性職員の多様な職域への配置と能力開発 ○女性職員の各種研修機関等への派遣の促進 ○女性職員研修会の実施	人事課 関係各課	拡充

#### 職員一人ひとりの取り組みは……

- 全庁的に男女共同参画の職場づくりを今まで以上に進めましょう。
- 事業等を実施する時は、男女共同参画の意識をもって、企画・実施しましょう。

## 17 庁内の推進体制の確立

### =現状と課題=

男女共同参画に関する施策を着実に推進し、本計画を実効性のあるものしていくためにはその基盤となる推進体制と、進捗状況の適正な点検・評価体制が重要です。

今後も、年度ごとに計画の評価を実施し、進捗状況の把握を行うとともに、「戸田市男女共同参画庁内検討会議」を中心に、計画の着実な推進を図ります。

また、本市における男女共同参画社会の形成を促すため、男女共同参画推進条例の制定について検討していくことも必要です。

### =目標値=

○ 計画の進捗状況を毎年ホームページ等で公表します。

⇒ 0回 → 1回

### =具体的な取り組み=

#### (38) 庁内の推進組織の充実

庁内の組織である「戸田市男女共同参画庁内検討会議」を中心に、本計画の着実な推進を図ります。

No	施策の方向	施策の内容	担当課所	区分
53	庁内の推進体制の充実	全庁的に男女共同参画を推進するため、庁内の組織の強化を図ります。 【具体的な事業】 ○ 戸田市男女共同参画庁内検討会議による計画の推進 ○ 計画推進担当課所の充実 ○ (仮称) 庁内男女共同参画推進員の設置 【新規】	男女共同参画センター	拡充

### (39) 計画の進行管理の実施

計画の着実な推進に向けて、市民・行政の取り組みの両方から計画の進捗状況に関する評価を行います。

No	施策の方向	施策の内容	担当課所	区分
54	計画の進行管理体制の充実	計画の進捗状況について、市民・行政の両面から調査を実施し、計画の進行管理を行います。 【具体的な事業】 ○定期的な市民意識調査の実施 ○関連事業の進捗状況調査の実施 ○関連事業評価システムの研究（目標の指数化等） ○男女共同参画関連予算説明の実施	男女共同参画センター	拡充

### (40) (仮称) 男女共同参画推進条例の検討

本市の男女共同参画をさらに推進していくため、(仮称) 男女共同参画推進条例の制定に向けて、検討を行います。

No	施策の方向	施策の内容	担当課所	区分
55	(仮称) 男女共同参画推進条例の制定に向けた検討	市として男女共同参画推進条例の制定を目指して、検討を進めます。 【具体的な事業】 ○(仮称) 男女共同参画推進条例の検討	男女共同参画センター	拡充

#### 職員一人ひとりの取り組みは……

- 全庁的に男女共同参画を推進するため、職員一人ひとりが男女共同参画の意識をもちましよう。
- 各課所における男女共同参画を推進し、男女共同参画関連事業を増やしましょう。

## 18 市民参画による計画推進

### =現状と課題=

男女共同参画社会を形成するためには、男女を取り巻く社会的背景を認識した上で、あらゆる分野での取り組みを展開することが重要であり、市が直接行う施策だけでなく、市民一人ひとりや、事業所、団体、グループ、NPO等がそれぞれの立場でその目的を理解し、主体的な取り組みを展開することが期待されます。

そのためには、市民、事業所、団体、グループ、NPO等と行政との連携を密にし、お互いの役割を果たしながら、対等なパートナーとして、連携と協働の関係をつくっていくことが必要となります。

また、計画を着実に推進するためには、市内の推進体制に加えて、市民による進捗状況の確認が必要となります。そのため、市民で構成されている「戸田市男女共同参画推進会議」を開催し、計画の進捗に関する市民の幅広い意見の反映に努めます。

### =目標値=

○ 男女共同参画センターにおける市民ボランティアの参加人数を増やします。

⇒ 16人 → 50人

### =具体的な取り組み=

#### (41) 市民の推進組織の充実

「戸田市男女共同参画推進会議」を中心に、計画の推進に向けて市民の幅広い意見の反映に務めます。

No	施策の方向	施策の内容	担当課所	区分
56	市民参加の計画の推進体制の充実	市民の視点から計画の進捗状況の確認を行います。 【具体的な事業】 ○戸田市男女共同参画推進会議の開催 ○戸田市男女共同参画運営委員会の開催	男女共同参画センター	拡充

## (42) 計画推進に関する市民ボランティアの活用

男女共同参画の推進に向けて、市民ボランティア等と行政が連携を図りながら、本計画を推進していきます。

No	施策の方向	施策の内容	担当課所	区分
57	計画推進に関する市民参画の促進	計画推進に関する市の事業を市民ボランティア等の参画を得ながら確実に推進します。 【具体的な事業】 ○男女共同参画情報紙「つばさ」編集協力への参加促進 ○とだ共同参画フォーラムの企画運営への参加促進 ○男女共同参画市民企画講座の企画運営への参加促進 ○施設ボランティア活用方法に関する検討 【新規】	男女共同参画センター	拡充

### 市民一人ひとりの取り組みは……

- 市民参加から市民参画へ、市からの情報に目を向け、次のステップにつなげましょう。
- 多くの人とふれあい、ネットワークの輪を広げましょう。

## 19 国・県等との連携

### =現状と課題=

男女共同参画を進めるための施策は多岐にわたり、市単独での対応が不可能なことも多くあります。

国・県の制度によるべき施策等には、要望を行っていくことが必要です。さらに、広域的な取り組みが必要な問題については、関連自治体との連携のもと対応が求められます。

また、男女共同参画に関する施策の一層の推進を図るため、国・県の計画や方針については、積極的な情報収集に努め、整合性に配慮しながら市施策へ反映させることが必要です。

### =目標値=

○ 国や県の男女共同参画に関する情報を積極的に収集し、市民に周知します。

### =具体的な取り組み=

#### (43) 国・県等との連携

計画の推進にあたり、国・県等関係機関との連携を図るとともに、本市からの要望等の情報発信を積極的に行います。

No	施策の方向	施策の内容	担当課所	区分
58	国・県等関係機関との連携	計画の推進にあたり、国や県等の関連機関等との連携を強化します。 【具体的な事業】 ○国・県の施策の市への反映 ○国・県への要望	男女共同参画センター	拡充

#### 市民一人ひとりの取り組みは……

■ 国や県などの情報に関心を持ちましょう。